

農業協業化の成立条件に関する研究

萬代然一*・佐藤孝之**・出川正幸**
今岡陽吉**・山崎保徳**・多田克己***

A Study on the Conditions of the Formation of a
Cooperative Organization in Agriculture
by

Senichi BANDAI, Takashi SATO, Masayuki DEGAWA,
Yōkichi IMAOKA, Yasunori YAMASAKI and Katsumi TADA

目 次

I 緒言(問題の所在と目的)	107	9. 農家構造の変化	122
II 研究の経過と方法	108	10. 問題点と今後の展望	123
III 近年における協業化の動向	108	V 協業経営事例	125
1. 全国における協業経営の変遷	108	1. 酪農協業経営	125
2. 県内における協業経営の変遷	111	2. 養豚協業経営	127
IV 平田市国富町における協業化の展開	112	3. 養蚕協業経営	129
1. 平田市国富地区(旧国富村)の概要	112	4. タバコ協業経営	130
2. 対象集落(国富町馬伏)の概要	113	VI 考 察	132
3. 対象集落内における協業化の芽生え	114	1. 協業化の今日的意義	132
4. 集落全農家を対象とした協業化可能性の検討	115	2. 生産協業化の区分	132
5. 協業化に対する試案	116	3. 協業経営成立, 存続の条件	134
6. 協業化試案に対する農家の対応	117	4. 協業組織の成立, 存続の条件	135
7. タバコ作の導入と協業化	119	VII 摘 要	135
8. 再土地改良とチューリップの導入(部門協業経営)	120	VIII 引用文献	135
		IX Summary	135

I 緒言 (問題の所在と目的)

日本経済の発展に対応する農業の体質改善が、農業基本法の制定、関連法律・制度の改正に伴ない推進されつつあるが、現実の農村において如何なる手順で、その構造改善を指導して行か、農家はどのようにこれに対応すれば良いか必ずしも明らかになっていない。

今日まで農本主義・絶対食糧不足という条件下にあって、国内農業立地から言えば、多分に耕境的性格を持つ

島根県においても、単なる食糧増産が農家経済の裨益に直結していたけれども、生活費の上向、需要作目の変化という条件に対応するために、島根農業の“中途半端性”に大きなメスを入れざるを得ない時期に達した。第1表に見るように103,295戸のうち、2ha以上のもの僅かに0.54%、1.5~2.0haのもの4.04%で、今仮に耕作規模1.5ha以上のもののみが農業による自立化可能とするならば、約95%は非自立経営としての存在を余儀なくされ、しかも0.5~1.5ha階層が53%を占める島根農業の問題点は、深刻な経営基盤の不足と自

第1表 島根県における経営耕地面積広狭別農家数(単位:戸の%) (1960年センサス)

項目	総農家数	30a未満	30~50	50~70	70~100	100~ 150	150~ 200	200~ 250	250~ 300	300~ 500	500a 以上	例 外 規定農家
戸数	103,295	2,6251	17,208	16,869	20,992	17,046	4,168	491	41	16	3	210
%	100.00	2.541	16.66	16.33	20.32	16.50	4.04	0.48	0.04	0.02	0.00	0.20

* 場長
** 経営調査科
*** 現在岡山県立農業試験場

然条件の制約、経済立地の劣等さと相俟ってその解決への過程は生やさしい問題ではない。

かかる観点から、市当局としても構造改善に積極的な意欲を持ち、1961年度から農業基本問題の解明にメスを入れつつある平田市において、既に土地改良事業を実施し集落として農業経営改善に意欲をもつ国富町の1部落(20戸)を対象として、部落構造の改善と協業化の可能性につき検討を加え、生産協業の組織化と家族労働経営更には農民意識・諸制度・慣習等との矛盾点を明らかにして、農業近代化につながる部落構造、農家経営構造改善への手順を探らんとして1961年以降研究を実施した過程の報告と県内における共同経営事例調査から帰納し得ると思われる諸点について述べようとするものである。

研究の性格上、県ならびに地元農林改良事務所、島根農科大学、国富農協、平田市、日本専売公社、たばこ耕作組合ならびに関係農家はじめ各方面の援助、協力を得て行ない得たものであり、ここに厚く謝意を表する。

II 研究の経過と方法

1. 部落の動態的研究

平田市国富町馬伏部落
1部落8戸、2部落12戸

個別経営の静態的実態分析とは異なる農家の自主的改善意欲の醸成→ある試案の提示→試行→農家の反応・共通点・矛盾点の発見調整という過程をとり、その間協業化の具体的な方法を見出し、それが適応する条件、可能性について調査した。

1960.9~1961.3月 地元部落民の要請による一般啓蒙段階(農業基本問題の意義と協業問題の初歩的解明)……この間部落自身によって共同経営計画を樹立した。

1961.4~1962.2月 基礎調査段階(共同化の困難性認識にもとづき農試の研究課題対象地区に編入)

1962.2~3月 協業化試案の提示と矛盾調整。タバコ作試作圃設置決定。

1962.4~12月 協業組織の設立とタバコ、稲作の共同試作

1963.1~12月 タバコ協業組織、チュウリップ協業経営出現

1964.1~現在 同上

2. 共同経営事例調査 1964.4~1965.3

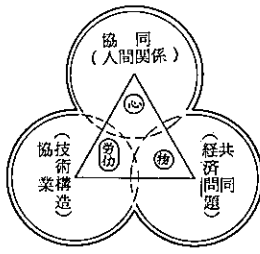
(注) 共同、協同、協業の語義としての理解。

本報告ではこれらを共同の3側面としてとらえ、同義語として取り扱うこととする。

「共」経済的な財産や権利を2人以上で所有するとか、利用するとかする経済的な意味が強い。

「協」心をあわせて助けあって共に仕事をすること。

「協業」多くの労働者が、一定の生産を行なうための労働行程を分担して協同的、組織的に働くこと。分業に対応する語。



III 近年における協業化の動向

1. 全国における協業経営の変遷

近年他産業と農業との所得不均衡、農業労働力流出の農業情勢を背景に、労働生産性の向上、零細経営からの脱皮、農業近代化を目的として、協業化が現実の問題として展開されてきている。共同化については過去には大正末期から昭和初期にかけての時期、日華事変から第二次世界大戦の戦時期、戦後では農地改革直後に特に問題となっており、何れも産業界好況、農業恐慌、農業労働力流出など農業転換期に対処する方策として問題となってきた。近年の協業化に対する動きは1953年に降長野県における果樹共同防除、1957年徳島県勝浦

第2表 協業体数と推移 (単位:体、%)

Table with columns for '種類及び主部門別' (Category and Main Department), '総数' (Total), '全面協業' (Full Cooperation), and '部門協業' (Department Cooperation). It includes data for years 1961, 1963, and 1964, with sub-categories for '畜産' (Livestock) and '耕種' (Cultivation).

町の密柑栽培農家の「法人化」論争を契機として、全国的に協業化が推し進められて1960~'61年以降特に活発となっている。近年の協業化の動きは前述の農業情勢を背景として、技術革新による個別経営の矛盾、生産性向上、規模拡大の必要性から全国的に見受けられる。また、共同化を助長したものとして農民階層分化もあげられる。なお、現在協業化を進めるものに制度金融、特別助成施策を契機としたもの、1961年からの農業構造改善事業によるものがあり、これらの施策が直接、間接的に協業化の成立条件の一因ともなっている。

(1) 協業経営の動向

最近の協業化を共同作業的(協業組織)なものを除外し協業経営体として把握すると(農林省統計調査部資料以下同じ)、1964年現在協業経営は総数4,974経営あり、1961年と対比すると56.5%の増加となっている。参加農家の経営が総て協業体の中で行なわれる全面協業経営は342経営(6.9%)、部門協業経営4,622経営(93.1%)で、普遍的には部門協業経営が数多存在している。全面協業は経営条件の相違、農民意識、運営上の難かしさから事例は少ない。

部門協業経営を部門別にみると、1964年現在では畜産部門が56.5%(部門協業経営での割合)、耕種部門27.4%、養蚕部門10.7%、その他(主としてシイタケ)5.4%で、畜産部門が約1/2の割合を占めている。畜産部門では養豚47.1%、養鶏29.8%が主体であり耕種部門では果樹・茶57.5%、野菜・園芸26.3%となっている。

協業経営の動向は第2表のとおり1961年に対比すると、1964年には総数で1,796経営(56.5%)の増加を示しており、特に全面協業経営が10%の増加

第4表 地域別協業体数(1964年)

Table showing regional cooperation statistics for 1964. Columns include '地域' (Region), '種類及び主部門別' (Category), '総数' (Total), '全面協業' (Full Cooperation), and '部門協業' (Department Cooperation). It lists various regions like Hokkaido, Tohoku, Kanto, etc.

東海(13.1%)、東北(10.6%)地域、全面協業経営は北海道(28.4%)、関東東山(16.7%)、東北(11.6%)、九州(10.5%)地域、部門協業経営は関東東山(18.5%)、中国(15.5%)、九州(14.5%)、東海(13.7%)、東北(10.5%)地域の設立が多い。1963年と対比すると、概して東日本にお

にもかかわらず、部門協業経営は61.5%と顕著な増加となっている。部門協業で平均値以上の増加を示すものに、養蚕、水稲、果樹、茶、酪農、野菜、園芸があり、部門協業経営の中心であった養豚、養鶏は下回っている。又、畜産部門に比較して耕種、養蚕部門協業経営が増加の傾向をみせており、畜産部門は僅少(34.8%)の増加にすぎない。養豚、養鶏部門の停滞は価額の不安定、高度の飼育管理技術、比較的多額の資本を必要とするためと思われる。

協業経営は年々増加傾向を辿っているが、一般的に現段階では不安定の域を脱せず、解散する事例も多くみられる。1961年から1963年に総数766経営(24.1%)の増加を示しながら、解体に至った経営が17.7%、新設41.8%があり、第3表のとおり協業経営の変動の激しさがみられる。特に全面協業経営では

第3表 協業体数(解体、新設)の推移(単位:体、%)

Table showing the trend of cooperation body numbers (dissolution and new establishments) from 1961 to 1964. Columns include '項目' (Item), '協業体数' (Cooperation Body Count), and '1961年対比' (Comparison with 1961).

24.8%が解体に直面しており、協業化の困難性、不安定性をうかがわせている。

(2) 地域別協業経営の動向

地域別協業経営の設立状況をみると、総数では関東東山(18.4%)、中国(15.0%)、九州(14.2%)

(単位:体、%)

いて協業化の動きが活発となっており、西日本では僅かな増加にとどまっている。全面協業経営では減少を辿っている地域(近畿、中国、東海、四国、関東東山)もあり、このことから、部門協業経営に比較して運営の困難さがうかがえる。部門協業経営では酪農部門は関東東山(18.2%)、中国(15.5%)地域、養豚部門、九州(

21.6%)、関東東山(19.4%)、養鶏部門中国(19.6%)、九州(17.3%)、果樹・茶部門九州(20.5%)、東海・中国(17.9%)、ソ菜・園芸部門関東東山(45.5%)、中国(16.1%)、稲作部門関東東山(22.3%)、東北(19.6%)、中国(15.2%)、養蚕部門では東海(19.3%)、関東東山(18.9%)、北陸(15.3%)地域に多く設立されている。

北海道では全面協業経営と部門協業経営が相半ばし、それ以外の地域では圧倒的に部門協業経営に集中している。協業経営設立状況は地域的に特色があり、その地域の社会・経済的条件・地域農業構造を反映して協業化が

展開されている。中国地域は前述の通り協業化が活発な地域であり、1964年現在協業経営は748体、全面協業経営4.2%、部門協業経営95.8%と部門協業の割合が高い。部門協業経営は畜産54.3%(養鶏39.4%、養豚3.2%、酪農18.7%、その他7.7%)、耕種30.4%(果樹・茶60.0%・ソ菜・園芸24.8%、水稲7.8%、その他7.4%)、養蚕8.5%、その他部門6.8%の割合となっている。養鶏、養豚、果樹、酪農、養蚕部門協業経営が多く、山陽側は畜産(養鶏・養豚・酪農)果樹(ブドウ、ミカン類)、山陰は畜産(養豚・養鶏)養蚕部門協業経営が多い。

(3) 協業経営の性格

第5表 参加農家専業別協業体構成比(1963年)

(単位:%)

Table with columns for '種類及び主部門別' and '専業別' (専業農家が主, 第1兼農家が主, 第2兼農家が主, 合計) and rows for '全面協業' and '部門協業' (畜産, 耕種, 養蚕, その他).

協業経営参加農家の構成をみると、専業農家、第1種兼業農家主体のものが多く、全面協業経営、部門協業経営ではソ菜・園芸、酪農部門は専業、第1種兼業農家のみの参加が多い。又、第2種兼業農家が主体で構成しているものでは、部門協業経営の水稲、養鶏、果樹・茶部門が多い。耕地規模にも関連するが構成農家により、協業化、部門が性格づけられる。

参加農家戸数規模は全面協業経営では6戸以下が86.9%の大部分であり、部門協業経営は61.9%で主体をなしている。全面協業経営、部門協業経営の畜産、ソ菜園芸部門は規模が比較的小さく、部門協業経営の果樹・茶、水稲部門は構成戸数規模が大きい。耕地規模は第7表のとおり協業の種類、参加農家、部門の性格から、概して畜産、ソ菜・園芸、その他(きのこ)部門協業経営は

第6表 参加戸数規模別協業体構成比(1963年)

(単位:%)

Table with columns for '種類及び主部門別' and '戸数規模別' (2戸, 3~4, 5~6, 7~9, 10~14, 15~19, 20~29, 30~49, 50以上, 計) and rows for '全面協業' and '部門協業' (畜産, 耕種, 養蚕, その他).

第7表 耕地規模別協業体構成比(1963年)

(単位:%)

Table with columns for '種類及び主部門別' and '耕地規模' (耕地所有有無, 1町未満, 1~3, 3~5, 5~10, 10~15, 15~20, 20~50, 50町以上, 計) and rows for '全面協業' and '部門協業' (畜産, 耕種, 養蚕, その他).

規模が小さく、全面協業経営、部門協業経営の水稲・果樹・茶、養蚕部門は協業体の規模が大きい傾向にある。以上協業化の動向を要約すると、年々協業経営は顕著に増加を示しており、全面協業経営は伸び悩み、部門協業経営が増加の一途を辿り90%を占めている。その中で畜産部門(養豚、養鶏主体)が約60%となっている。参加農家構成からみて果樹・茶、水稲部門協業経営は比較的多くの農家でも運営が可能であり、全面協業経営、畜産部門協業経営は性格から構成戸数規模は小さい。現段階では協業経営の解散事例も多く、特に全面協業経営では1/4程度が1~2年で解散に至る現況にあり、協業化の不安定、運営の難しさを物語っている。

に農業労働力流出・米価下落から水稲生産費引下げを直接的要因として、労働生産性向上のために土地耕作組合が設置されたり、共同作業・共同施設利用が活発に行なわれており、当時本県の協業化は全国でも屈指のものであったとみられている。近年の協業化の動きは全国的傾向と同じく、個別経営の零細性を共同化により拡大し、生産性向上を志向、農業の行き詰まりを打解する方策として問題とされてきている。

(1) 協業経営の動向

協業経営設立が活発化したのは1960~'61年以降であり、1960年に平田市で法人化された養鶏協業経営が典型的なものであろう。その後県内各地で相次ぎ協業経営が設置され1964年現在218経営(全面協業経営5、部門協業経営213)があり、1961年と対比すると17.8%の増加となっており、協業化の活発な中国地域ではむしろ停滞気味である。

2. 県内における協業経営の変遷

本県でも以前、共同化が積極的に称揚された時期があり、農業恐慌、労働力流出の農業情勢を背景として、それに対処する方法、手段として論議されている。大正末期

第8表 島根県における協業体数と推移

(単位:体,%)

Table with columns for '種類及び主部門別' and '項目' (実数, 構成比, 指数) and rows for '全面協業' and '部門協業' (畜産, 耕種, 養蚕, その他).

1964年現在218協業経営（農林省島根統計調査事務所資料、以下同じ）のうち、全面協業経営2.3%、部門協業経営9.7%で圧倒的に部門協業経営の設立が多い。部門協業経営は畜産40.4%、耕種3.5%、その他（シイタケ）16.0%、養蚕1.3%となっている。畜産部門では養豚45.4%、養鶏30.2%、耕種部門は果樹53.8%、そ菜・園芸30.8%が主体となっている。協業経営の動きは1961年と対比すると、全国の56.5%の増加率より低く僅か17.8%の増加に過ぎない。本県では1960~'61年の設立が最も多く、1962年以降鈍化してきている。全面協業経営、部門協業経営の畜産部門（養豚、養鶏）は減少しており、耕種、養蚕その他（シイタケ）部門協業経営は増加の傾向にある。養豚、養鶏部門の減少は価額の不安定に伴ない、収益分配が計画的にできない結果からだと思われる。事例は少ないが養蚕部門協業経営が顕著に増加しており、農業構造改善事業計画からみて今後養蚕協業体の増加が予想される。

(2) 地域別協業経営の動向

第9表 地域別協業体数（1964年）（単位：体）

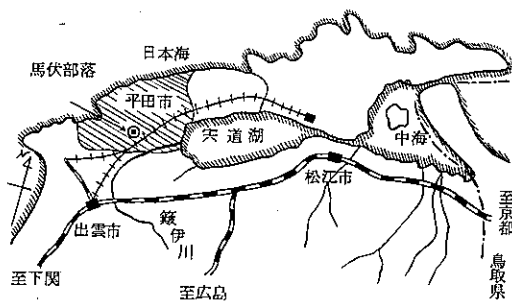
Table with 11 columns: 種類及び主部門別, 全協業数, 合計, 畜産, 耕種, 果樹, シ園芸, 水稲, その他, 養蚕, その他. Rows include 出雲地域, 平地農村, 農山村, 山村, 石見地域, 農山村, 山村, 隠岐地域.

地域別協業経営の展開をみると、石見地域58.3%、出雲41.3%、隠岐0.4%となっている。経済地帯別は立地条件、農業事情を反映して特色づけられており、山村地域55.1%、農山村35.3%、平地農村に9.6%の協業経営が分布している。全面協業経営は事例が少なく傾向はみられないが、部門協業経営は平地農村地域は畜産90%（養豚44.4%、養鶏44.4%）、耕種10%、農山村では畜産58.6%（養豚50%、養鶏32.9%、酪農9.1%）、耕種25.3%（果樹52.6%、水稲21.1%）、養蚕10.7%、シイタケ5.4%、山村地域では耕種37.3%（果樹50.0%、そ菜・園芸45.5%）、シイタケ25.4%、畜産20.3%（養豚37.5%、酪農25.0%、養鶏16.7%）、養蚕17.0%の部門協業経営割合となっている。平地農村では養豚・養鶏・農山村は養豚、養鶏、果樹（主としてブドウ）、養蚕、山村ではシイタケ、クリ、養蚕、ワサビの部門協業経営が多い。市、郡別では平田市、邑智郡、那賀郡、美濃郡に多い。参加農家数は1961年（県農林部、島根県における

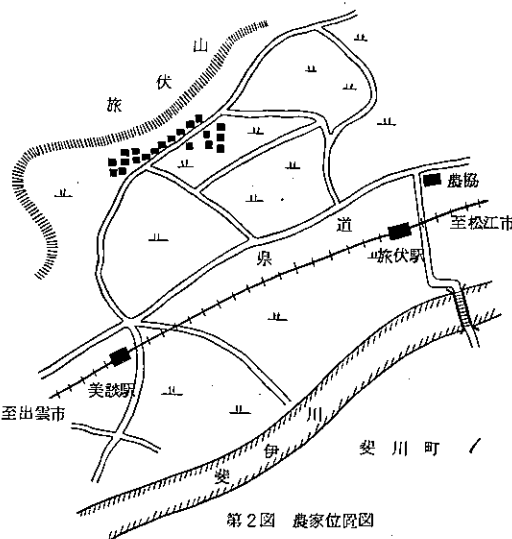
農業協業経営の実態による）では1協業経営平均7.1戸5戸未満53%、6~10戸34%の農家構成となっており、全面協業経営平均4.2戸、部門協業経営7.4戸である。

全国、中国地域では協業経営は顕著に増加を示しているが、本県では伸び悩みの状況にあり、転換、再編成の時期とさえ思われる。特に全面協業経営、部門協業経営の養豚、養鶏部門は減少の傾向となっている。

III 平田市国富町における協業化の展開



第1図 島根県平田市国富町馬伏部落位置図



第2図 農家位置図

1. 平田市国富地区（旧国富村）の概要

平田市は、1951年平田町の周辺諸村を合併してきた農村都市であり、国富地区もこのとき平田市に合併している。国富地区は平田市街地の西南部に位置し、南は斐伊川の左岸に接している。地区の北西部より北山山脈が張り出し（急傾斜である）地区の約半分を占めている。

耕地は一般に平坦であるが、山沿いのところでは点々と小高い畑地が見られる。水田はおおむね標高低く低湿なところが大部分である。地質は耕地の大部分が斐伊川による沖積層であるが、西北部一帯を蔽う北山山脈は三紀層からなり、山ろくの耕地はこれに由来する土壌が多い。土性は地区の南部を流れる斐伊川沿いには砂壤土、中央から北部の山よりにかけては壤土、山間は埴壤土が多く、国富地区内における耕地の55%は壤土で、砂壤土25%、壤土20%となっている。

農業用水利は、地区の南面沿いに流れる斐伊川の豊富な流水を水源とし、土地改良事業の完成とともに用水路も完備され、以前にみられた用水不足はない。土地改良事業は、1951年度に着工され、約350haの耕地を対象として総工費89387千円をもって、区画整理交換分合、用排水系統の整備がなされ1956年度に完成している。しかし、下流水道湖との落差が僅かであること、土性がやや粘質であること、地区外の下流部が改良されていないこと、山地及び斐伊川よりの地下浸透水などの関係から、完全な乾田は主要幹線排水路沿いの帯状に限られている。

2. 対象集落（国富町馬伏）の概要

馬伏部落は国富地区の西部やや山より位置する平担水田地帯であって、2つの部落からなり、1戸の非農家を含めて21戸ある。

水田率の平均が91%を占めることから判断されるように、山ろくの急傾斜地を開墾して樹園地（温州ミカン及び茶園）を経営する農家を除き、畑作依存度は極めて低い。したがって、農業所得中に占める稲作部門所得の割合は高く、裏作利用も中央幹線排水路附近の好条件圃場を除いては、近年減少傾向を示している。

一方農業以外の就労機会も地区内では比較的少ないため、家族構成上通勤可能な労働力と適当な就業先をもつ農家を除いて、兼業収入は多くない現状である。

対象集落内における農家の概要について調査した1951年の結果は第10表の通りである。

島根統計調査事務所の農家経済調査資料（1961年度89戸）の平均（以下統調という）と対比しながら、その傾向を示すと

- (1) 1戸当り家族数及び就労者数は統調と大差ない。
(2) 農業従事者1人当り耕地面積は、馬伏部落では基幹労働力のみを対象とすれば83.9a基幹労働力+補助労働力を対象とすれば48.6aとなる。統調は40aであるから一般的に考えられる後者の場合で21.5%増を示す。ここで基幹労働力と称するのは、部落に協業組織体が成立しそれぞれ個別農家の所得が増加するという前提の下に、兼業農家はより兼業重点の方向に、専業的農家はより農業重点の方向に就労を定めた場合における農業基幹労働力である。また、補助農業労働者の性格を考えてみると、大部分が50才以上の主婦であり農作業にしろ、兼業労働にしろ継続的に就労する労働力ではなく、

第10表 馬伏部落における農家調査概要（1951年1戸当り）

Table with multiple columns: 項目, 家族数(人) (男, 女, 計), 労働可能数(人) (男, 女), 農業労働力(人) (基, 幹, 補助), 水田率(%), 農所得(円) (租所得, 経営費, 所得), 農外所得(円), 農家所得(円), 家計費(円), 家族1人当り家計費(円), 10a当り農業所得(円), 水稲生産量指数(%), 農業所得率(%).

家事労働ないし軽労働には参加しようとしても、農家所得の向上が顕著になれば、家事労働の内部へ吸収される性格のものと考えられる。

(3) 耕地面積（経営面積）は、統調の県平均より25%上回り中層層の範囲に属するが、県内ではやや上位に近い農業生産基盤をもつといえる。このことは特に水田についてその傾向が強い。（水田率91%）一部分ではあるが労働力の問題から請負耕作的な生産管理方式も出現しつつある。

水田は1959年度までに土地改良事業を実施し、若干の問題を残してはいるが一応水稲の生産性を高める効果は顕われつつある。しかし、水田の高度利用面から問題となる半湿田の乾田化については大部分未解決といえる。

畑地は、急傾斜面の山ろくを開墾しミカンの栽培（20a）地をもつ1農家を除けば、殆んど自家菜園に限られる程度の畑地を経営すると言える訳で、統調の県平均の41.2%に過ぎない。

(4) 水田作の労働手段として重要な動力耕耘機は、10戸の農家で2台共同所有し、個人で所有するもの1

台となっており、畜力利用農家5戸を含む計15農家はそれぞれ畜力、機械力を保有しているが、残り5戸は70~50aの水田を経営する零細農で賃耕に依存している。

(5) 1農家当り農業所得は統調に比し29.2%増を示している。しかしながら、農業以外の所得は統調の僅かる2.4%にとどまり、その結果として農家所得では著しい差を生じ、農業経営規模の中途半端性が、農家経済に悪い条件として多大な影響を及ぼしているといえる。

このような低所得性は当然生活費の節減を必要とし、1人当り家族家計費は13,215円(約2割)の減を示している。それでもなおかつ農家経済余剰は若干の赤字を示すのに対し、統調の平均では25万円もの黒字を残す違いがある。したがって、臨時的特別家計支出を必要とする場合には、直接生活費を圧迫しあるいは負債の増加を余儀なくするであろうことは想像に難くない。

以上研究対象集落の概要を述べたが、とりまとめてみると農業経営の中心は水稲作部門であって、水田面積は県平均を若干上回るが、中規模階層に属し土地改良工事を完成しながら水田は1毛作他の傾向が強く、水稲作以外の作物ならびに家畜などの生産規模も比較的小さいことから、自立経営には遠く及ばず、当然兼業化の傾向を強めたいところであるが、一方農業以外の利用可能資源に乏しく、山林も部落有林の分割所有分を僅かな薪炭、シイタケ原木用として使用し得る程度に過ぎない。また地区内では農業以外の就労機会に乏しく、通勤可能な家族労働力を保有する農家で雇傭機会に恵まれた僅かの人が就労するにとどまり、結果として農家経済は低位に甘んじなければならぬ現状である。

3. 対象集落内における協業化の芽生え

前項において概観した如く対象集落馬伏部落は、水田作経営として農業生産に主力を傾注しその発展策についても協議しつつあった。しかし、農業生産基盤の脆弱な地域にあつて個別経営の枠内において自立経営計画を樹立できる農家は、極く僅かな上層農に限られ、部落内の大部分の農家では困難な問題が多く処理し切れない実状にあつた。農業依存度の比較的低い兼業農家においても農地を手離して他産業に専従するには将来の経済的不安定から踏み切れず、また、専業的な農家においても自立化し得るに足る生産基盤を保有していないために抜本的な発展方策の決定打をもたないまま経過していた。折しも国の農業基本問題調査会の答申以来全国的に協業化に対する関心が強まり、ここ馬伏部落においても農事実行組合を中心に協議されることになった。1960年9月、農試農業展示会開催時に部落有志数名が来場し、農業基本問題と協業化について研究討議されてから、それまでに内在していた諸問題が表面に打ち出され、具体化し始めた中心は部落ぐるみの協業化による農業生産構造の改革案についてであった。以下本研究対象として指定する1961年4月までの経過概要を示し、協業化に対する

部落農家の研究協議の内容が如何に急速に進展したかを明らかにしたい。

馬伏部落農家の協業化に対する研究経過

1960. 9. 農試農業展示会に部落有志が農業基本問題と協業化について研究のため来場(前後2回)
1960. 10. 実行組合臨時総会…協業化について講演会開催(講師農試佐藤)
1960. 10. 農試佐藤所得倍増計画試算と問題点の説明
1961. 1. 協業経営に関する研究座談会…部落全員、農試、普及所、農協出席、全面協業を目標に組織的に研究することを決議
委員会を構成(部落員8名)…各種研究調査具体方策の樹立
第1回部落委員会…各農家の実態基礎調査実施を決議
第2回部落委員会(農試、普及所、農協関係者出席)
規模と兼業の問題、能率給の是非、病気、災害時の問題、豚・鶏の収益性について検討
- 第3回部落委員会
水稲10a当り所要労力・経費・収量の基本調査
第4回部落委員会
水田裏作物・畜産に関する基本調査
1961. 3. 第5回部落委員会
水稲・水田裏作物・畜産などに関する総合調査
第6回部落委員会
農試との連絡準備
農事試験場において、各科長と部落委員との研究会開催
水稲共同耕作の可能性、水稲経営試算、水田裏作物経営試算、養鶏1,000羽計画などについて部落委員会立案資料の検討の結果、分配・組織づくり、水田の裏作利用方式などに難点のあることを確認した。
- 第7回部落委員会
耕地等級調査、水稲の苗代・品種統制・裏作実態を考慮した作業計画の検討、分担区分・責任者の決定、資材設備、施肥設計・水利調整・消毒・機械器具計画・労務調整、現物管理計画などについて検討
- 第8回部落委員会
前委員会における決定事項について再検討
- 第1回部落実行組合総会
委員会計案発表
第2回部落実行組合総会各人所有田の地力・作付希望を参酌して作付体系の変更を決議
- 第9回部落委員会

作付体系の再検討

第10回部落委員会

作付体系の再検討

第3回部落実行組合総会(農試・普及所・農協関係者出席)

水稲作の所得分配は土地面積割とすること、出役日数も同様、地力差は考慮しないことを決定したが、協業化に伴う個人の既設遊休的施設特に農機具の処理問題並びに畜力利用農家と動力機械利用農家との調整問題さらに労働日数の減少と現金支払の増大などの面で問題化した。

第4回部落実行組合総会

1961年産水稲作に対する協業の実施は見送り、引続き研究することを決定

1961.3.27. 第5回部落実行組合総会(農試・普及所・農協関係者出席)

農試協業化研究対象として指定を受けることを決定

以上馬伏部落における協業化の動きについて概観した如く、1960年9月以降急速に認識を高め、部落内農家間の話し合いを重ねると同時に、農事試験場・農業改良普及所・農協など関係機関の協力を求め、各方面からの研究討議を慎重に実施してきた。その結果、一時は1961年産水稲栽培より部落ぐるみの全面協業経営実施の寸前にまで発展した訳であるが、研究討議の未熟な部分もあつて1か年実施を延期し、再検討することとなった。

4. 集落全農家を対象とした協業化可能性の検討

1961年度から本研究対象地区に指定し、部落ぐるみの協業化可能性について検討を加えるため、個別農家の営農を主体とする記録調査を簡易農家簿記並びに作物経済簿によって実施すると共に、部落内全農家の協業化に対する意向調査を実施した。その概要を示すと次のとおりである。

(1) 部落総会における無記名投票結果

土地を媒体として行なわれる農業経営は、好むと好まざるとにかかわらず地域農民相互間には、生活共同体的あるいは生産共同体的防衛組織を何等かの形でたねばならないことは否定出来ないところであり、今後も継続的に必要な条件であると思われる。そこで積極的な意味での生産共同体組織設立への農家の関心の有無を調査した。

(a) 協業経営賛否投票結果

賛成18戸、不賛成2戸、ただし、不賛成農家中1戸は全員賛成ならば参加するという条件付きのものである。

(b) 水田の賃貸借料について

仮に現行小作料の制限枠がない場合、平均的な地力を有する水田を、他人に貸与してもよく、また借受けてもよい賃貸借料はどの位がよいかに対し、米の量をもって示すと最高330kg、最低180kg、単純平均258kg

となり、240~270kg間に63%の農家が集中した。心理的には地主化したいものが少なく、小作希望の多い場合には全般的に数字が小さくなり、逆の場合には高くなると思われるが、地方における請負耕作の状況並びに全国農業改良普及員協議会の調査資料(物財費を委託者が負担する場合1,100円前後、物財費を耕作者が負担する場合1,600円前後が支配的)からみてかけ離れた数値ではない。

(2) 個別農家聴取り調査結果

各個別農家が自己の保有する労働力を基幹にして、世代交替のことも考慮し真剣なところ協業経営に踏み切れるかどうかを調査した結果は、農家個々の事情により極めて大きな差異が認められ、本質的にはほとんど例外なく可能であれば自立化したいという潜在意識の強いことが明らかになった。(本調査は第三者である農試調査員3名が、各個人の秘密を守ることを前提として、個別に各農家を訪問して、各戸の意志、相互の好嫌度合、借入金、貯金の状況など私的内容に深く入って話し合った結果である)

協業化により現局面を新たに切り拓いて行きたいという希望の強い階層は、上層農の中では現在の農家経営に対する不安が、理論的・計数的に把握されている経営者すなわち生活向上意欲が特に高い農家と、耕作規模一労働力一経営参加労働力に何らかの欠陥がある場合、換言すればこのままではほとんど自立化の望みがないと思われる階層に強い。一方ある程度の生産基盤を有し、労働力・経営内容ともに順調に経過していると思われる階層では、保守的・防衛的立場をとり自立化への希望が顕著であつて、これらの階層はむしろ共済的共同化になる懸念を有し、階層分化が進めば近い将来において比較的安い価格の農地が取得可能になるという潜在的意識をもっていると思われる。

また、農家個々の経済状態は著るしく相違し、生活資金に充当された借入金が多数の農家に見受けられ、平等な自己資金出資はほとんど見込みがない。共同での借入れならば可能性のあることを知った。

(3) 調査段階における部落ぐるみ協業化推進上の問題点

1961年度において調査した結果に基づいて、部落内に内在する問題点をまとめてみると次のとおりである。

(a) 自立化に対する潜在的意欲が共通的にあり、現在おかれている個別経営・個性によって協業化に対する意識に相当差異がある。

(b) 協業経営推進には企業的・能率的技術を前提とする。この場合これらの進歩的技術体系に追隨して行くことのできない農家がある。

(c) 協業経営と個別経営設備との調整に困難性がある。すなわち、能率的な作業体系を導入するためには新しい設備投資を必要とし、新規な所得的支出と資金償還が伴い相当な抵抗がある。

(d) 現在の稼働可能労働力は、ピーク時を除けば当

該集落の作付体系では余っていると思われるが、その労働力を吸収し所得化するには、単に農業部門の範囲のみ

の問題では解決困難である。

(e) 経営規模拡大のための自己資金投入は、ほとんど考えられず長期低利資金導入の道も暗い。

(f) この部落においては耕地特に水田以外の利用可能資源がなく、畑作(開拓などを除く)振興による規模拡大は困難である。

(g) 早くから協業化による局面打開の方途については、全部落員がそれぞれの立場で研究検討し、大多数はそれぞれ個人的条件が満足されるならば実施しようという考えをもっている。

(h) 各農家共通の問題としては、農家所得を増大しなればならない切実な要望があり、年間通じての就労機会の出現を期待している。

(i) 経営規模が小さく、個別農家の枠内での経営改善の余地が少ない農家では、他産業従事希望者が多く、家族労働力の関係から条件次第では農地の委託形式をとり

たい希望者がある。

(j) 土地改良が行なわれており、集団的土地利用という形式をとれば水田の畑地転換の可能地がかなりある。

以上協業化をテコとする経営改善のための問題点を列挙したが、従来我々が農家実態調査と称し、生産経済結果を中心に行なってきた調査では判明しなかった問題として、農村集落の一応平和で協力的に見られる生活、生産共同体的裏面にある相互の競争意識が、同一職種である、農業の拡大が土地を基礎に置く以上簡単に他地区へ発展できない。又農家の移動は今日までほとんどなく、利害関係のからみあいが歴史的、伝承的に根強く結びついており将来へも又伝承されて行く関係が強いという点である。

5. 協業化に対する試案

馬伏部落における農家の一般的傾向としては、農業の協業化に対する関心高く部落ぐるみの協業化を行なうとすれば、一応賛成している。しかし個別調査の結果では前項に述べた如く、農家の営農改善に対する意識、立脚点の相違、部落内における人間関係、農地制度にかかわる問題、技術体系上の問題、土地条件の制約、さらには資金不足など容易に解決出来ない多くの課題を内包している。しかし、仮に現在時点より向上させるために、農地法などの制約がないものと考え、これらの矛盾点の最大公約数を求めたならば、如何ようなことが考えられ果してその提案が農民個々に受け入れられるものかどうかをある程度検討したものが次の試案である。

(1) 第1次試案の要点

(a) 馬伏部落全農家を対象として、馬伏生産農事組合を結成する。

(b) 構造変革に際し、組合員相互の愛と協同の精神を支柱とした共存共栄を根本理念とする。(農村社会全員の生活レベルアップを強調)

(c) 家族のだけでも組合員になれば、平等な権利をもつ。

(d) 組合が生産に必要なとする労働対象、手段は原則として賃借形式による。

(e) 組合運営に支障のない限り他産業従事は認める。

(f) 事業運営は作業班で行なうこととし、作業班は基幹労働力3名以上をグループの単位とする。

(g) 部落としての所得増強は実質経営規模拡大のための離農促進を基軸とし、水稲一辺倒から当初においてはタバコ作部門の導入による土地の集約化と養鶏事業に重点を置いて実施する。なお、当分の間稲作タバコ作以外の事業は組合運営に支障のない限り個別経営の範囲で実施する。

(h) 組合員のうち、組合の実質経営規模拡大の意図に沿って他産業に従事していたものが、最悪の事態発生のため農業従事を希望する場合には個別経営を容認する。

(i) 規約作成のために必要な事項
土地の借入について

組合員よりの土地借入価格の決定は、土地生産力・土地利用形態・必要経費・社会経済的条件を考慮して、理事及び土地提供者代表2名並びに第三者的農業指導機関関係者2名(以下中立委員という)をもって組織する土地借入価格決定委員会により決定する。

組合員外より借入れる場合は理事がこれに当たる。

現小作地は自作農維持の方針に従い、協同の作業単位に基幹労働として参加する場合は現行農地法で定める小作料を金納し、現耕作地は自作地に準じた取り扱いをする。

中立委員の委嘱は組合長の責任において行なう。

水田借地料決定上考慮すべき事項として純粋地代部分と経営者能力(技術)部分の分離意識、水稲生産力と経費の関係、畑地転換の可能性と管理上の便否、小作地並びに現在実施中の委託耕作地の取り扱いなどについては十分検討を加える。

作業班の編成並びに監査指導は、中立委員の意見を聞き理事がこれに当たる。

以上協業化に対する第1次試案の概要を述べたが、この馬伏部落において農業の協業化を促進させる基本的な問題として、部落内農家個々の実質所得が増大するような体勢をつくりあげることが必要であり、その目的を達成するためには、まず第1段階として収益性の高い安定した作目の導入または当該部門規模の拡大を図らねばならない。前記の項に示した水稲前作タバコは、馬伏部落においては未経験の作物であるが、前記の目的に適合する作物として導入すべく第1次試案に加えた。この作目選択については次の如く検討した。

集落内農家の集団利用可能土地は一応水田に限られることから、水田の高度利用化を目的として作目の選択を試み、畑地並びに山林については対象外においた。選択作目は部落内農家の意向を加味し水稲・タバコ・加工トマトの3作目に限定した。畜産部門の養豚・養鶏につい

ても大規模化したい農家の意見もあったが、新規設備投資の必要量が多額に及ぶのに対し、自己資金の投入可能度合いが低いこと並びに土地利用面からほとんど問題にならないことから除外した。

表第11-1表 技術係数(10a当り)

Table with 4 columns: 項目, 水稲, タバコ, 加工トマト. Rows include 生産量(kg), 租収入(円), 経営費(円), 所得(円), 年間労働(時間), 7月労働(時間).

集団利用の可能水田面積15ha、年間利用可能労働時間57,200時間(年間1人2,500時間として20人の基幹労働50,000時間、補助労働7,200時間)必要労働量の最も多い7月の可能労働量を8,100時間と推定し、資金は3,000,000円準備し得るものとして次の資料を基にリニア・プログラミングによって作目組み合わせ最適解を求めた。

算式: 1 x1 + 1 x2 + 1 x3 <= 150, 5.5 x1 + 3.60 x2 + 19.5 x3 <= 3,000, 1.68 x1 + 9.08 x2 + 5.60 x3 <= 572, 2.5 x1 + 3.14 x2 + 1.76 x3 <= 8,100, 3.0 x2 + 5.8 x2 + 2.1 x3 = Z

第11-2表 リニア・プログラミングによる最適解のための単体表

Simplex table with columns for 段階, 0, 0, 0, 0, 30, 58, 2.1, R and rows for 水稲, タバコ, 加工トマト, Z-C.

(注) 第2段階省略

以上の結果から水田利用作付体系は15ha中水稲13.5ha(90%)タバコ1.5ha(10%)を組み合わせた場合において最大の所得が挙げられることになる。したがって、加工トマトの導入は水稲作並びにタバコ作との競合から排除すべき結果となった。

仮にこの試算通り生産するならば、総所得4,924,500円にタバコ後作付水稲所得3,000,000円を加算した5,224,500円となる。関係農家の10a当り所得は、3,483,000円となり現在の2,353,100円に対し48%増を示す。このようにタバコ作は高い収益性を示し販売価格の安定度並びに生産技術の普及指導組織態勢の面からも前記の収益性を実現し得るものと考えられ、新しい作目ながら導入することとした。

(2) 第2次試案の要点

第1次試案に対する農家の意向(その大要については次項で述べる)を参考にして、馬伏生産農事組合定款案を作成した。その大要を示す次の通りである。

(a) 第1章総則には、組合員の農業共同利用施設を設置し、農作業を共同化すること、さらには農業の経営を行なうこと、また農業の目的に供される土地の造成・改良・管理を行なうなど組合の事業について規定した。

(b) 第2章組合員及び出資については、組合員の資格と加入脱退の方法並びに組合員の権利・義務・除名方

法等を規定し、さらに出資金は1口千円1時払い込みとした。

(c) 第3章において役員(組合長・理事・監事・顧問・書記・実行班長)の定数並びに選出採用方法・任期について規定し、農業生産に関する事業運営組織(組合員3名以上を単位とする実行班を編成)法を定めた。

(d) 第4章では総会及び理事会の議決権について定め、組合の解散については農協法を一部改正することによってできるようになる農事組合制度に準拠する。

(e) 第5章会計について 会計期間、剰余金の一部積立、出資に対する配当(年率8分以内)以外の剰余金は事業従事分量配当とすることおよび欠損の場合は準備金の取り崩しによる補填を行なうことについて規定した。

(f) 附則を設けて設立当初役員任期を定めた。

以上定款は5章3条および附則からなり、基本的には第1次試案に示した各事項を採用した。

6. 協業化試案に対する農家の対応

全般的な構想については一応の了解点に到達したが、具体的な問題としてどのように取り上げ対処して行くかは制度的な問題もからみ、さらには世帯主以外の特に所有者である老人階層に大きな不安と問題があらたに発見された。すなわち、所有権を移転し共同化するにせ

よ、共同体との契約により農地を賃貸するにせよこの階層の老後保障に対し、いさかか具体的に乏しい。現在の家族経営の内部において親子・姉妹などの肉親愛のきつながらる場合でも老人は所有権を有するという潜在的優位感が自尊心をよい意味で保たせ、活力の源になっているとも思われ、単に経済合理性の視点からこれを侵害することは老人側から、それに代替するものを要求する必然性がある。したがって、仮にこの協業化案に信憑性があつても、幅広い政策の推進や人間愛に基く明るいムードを必要とし、農業生産構造的に経済合理性が貫かれても、なお社会政策的な制度、政策の併進がない限り困難な問題があることが判明した。

(1) 試案に対する農家の意見

(a) 家族員が組合員となった場合、すべて平等な権利をもつと各別農家の労働力の多少が直接組合運営に影響し好ましくない。1戸1票または1戸2票ということも考えられる。

(b) 組合が生産に必要な労働対象、労働手段を構成員から求める場合、賃借形態で当初から決定しておくことは好ましいが、決定方法に困難性をもつ。

(c) この組合が農協の下部組織として存在することは好ましいが、特に監事に制限をつける必要はない。

(d) 作業班の編成には困難な面があるが、2つ位のグループを育成する方向に行きたい。また、対象作目により組み合わせを変えることも考慮すべきである。

(e) 定款よりもっと重大な直接的問題が多く、現在の制度下では実行不可能な面もある。また、基幹労働力が農業外に就労している場合は別として、企業解体に伴う首切りなど最悪時における逃げ込みの場としての個別経営あるいは協業体参加の余地が欲しい。

このことは広く産業全体の安定的発展と社会保障の充実が強く要望される所以であり、農民の歴史的展開過程の中に国力伸長の源泉階層として、その負荷に耐えて来た事実の中から生れた要求とも受け取られ、単に財産蓄積的な意義以上のものがあるとも思われる。

(2) 協業化に対する農家の動き

1962年3月第1次試案を作成し、馬伏部落総会に提示した結果、前記の如き意見もあつたが将来の方向としての大要については一応了承し、水田の高度利用によって収益性を増大する営農改善試案に示した、水稲前作タバコの導入のための試作圃を1962年度から部落農家全員の共同責任によって設置することを決議した。

(3) 1962年度における共同試作圃の概要

前記の如き経過をもって水田タバコ並びにタバコ跡地水稲の栽培技術の習得とその収益性を検証する目的をもって、馬伏実行組合（代表者飯塚敏郎）の責任において水田13aを経営する運びとなった。

タバコについては日本専売公社松江支局出張指導連絡所、水稲については県改良課高海専技・平田普及所・国富農協の指導協力を得て栽培を試みた。

試作圃の経営方針としては、構成員の生産技術の習得・

体験が重要な狙いでもあり、各農家の平等な役割によって必要労働を賄い、純収益の分配も平等に行なわれている。また、試作圃13a程度の経営にあつては固定設備に対する資本投下もできないため、乾燥場・農機具などすべて賃借料を支払う形式で、地元農家の協力を得て実施した。

(a) タバコ作の概要

供試圃場は地区の中央を流れる幹線排水路に沿う乾田を選定した。

播種2月16日；移植4月9日、収穫6月20日より7月24日まで6回、収納11月 その他耕種法については専売公社の指導方針に基づき実施した。結果は次のとおりである。

第12-1表 タバコ収納成績

Table with 7 columns: 区分, 面積(a), 収量(kg), 販売額(円), 貯当り価格(円), 10a当り金額(円), 10a当り収量(kg), 備考. Rows include areas 1, 2, 3, 4 and an average row.

第12-2表 10a当りタバコ作経費 (単位:円)

Table with 5 columns: 費目, 購入支払, 自給, 償却, 計. Rows include fertilizer, labor, materials, tools, and other expenses.

第12-3表 10a当りタバコ作労働所要時間 (単位:時間)

Table with 5 columns: 作業名, 男, 女, 計. Rows include various agricultural tasks like sowing, transplanting, weeding, etc.

土壌水分と地温の関係を考慮して、初期生育促進と防霜を兼ねビニールのトンネル栽培を試みたが結果は非常に効果的であった（ビニールキャップも比較検討したが管理上不便であり、又干魃、霜害を受け易く実用的でない。また地力の高い水田作であることを考慮して窒素質肥料

はやや少量に施肥したが、生育は良好であった。7月上旬に長期の降雨に見舞われ、土葉の一部は損傷して収穫できなかったが、機械排水によって滞水期間を短縮させたため、全般的に収穫量、品質に及ぼした影響は少なかった。最終収穫期を7月24日としたが、幾分早い感はあるもののおおむね適期と認められた。労働投入量は非常に多い結果を示したが、生産技術の習得を狙いと関係から当然のことであり、今後は1/2程度で生産を完了し得るものとする。10a当り収益は、粗収入112,106円—経営費47,200円=所得64,906円となり、初の試作としては良好な成果をあげたと言える。

今後の改善点としては、降雨時の水害を回避するために複条畦の高さをさらに高くし、排水の良化を図ること、水田栽培の場合はさらに加里質肥料の増施及び分施肥を考えた。

(b) タバコ跡地水稲作の概要

第13-1 圃場条件

Table with 8 columns: 標高, 地形, 地質, 土性, 耕土, 乾湿, 腐殖, 前作物, 圃場の特徴. Rows describe field characteristics.

第13-2 栽培法の概要

Table with 8 columns: 品種, 苗立法, 播種期, 播種量, 仮植期, 田植期, 3.5㎡当り株数, 面積, 備考. Rows describe cultivation methods.

第13-3表 本田の施肥量 (10a当り・単位:kg)

Table with 6 columns: 肥料名, 元肥, 追肥, 三要素量 (N, P, K), 備考. Rows list fertilizer types and amounts.

第13-4表 生育及び稔実調査成績

Table with 9 columns: 区別, 出穂期, 成熟期, 稈長, 穂長, 穂数, 1株粒数, 1株稔実粒数, 1株不稔粒数, 稔実歩合. Rows show growth and yield data.

第13-5表 収量調査成績 (10a当り)

Table with 6 columns: 区別, 全重量, わら重量, 精重量, 玄米重量, 備考. Rows show harvest yield data.

苗はやや貧弱に育ち仮植床の根腐れによる立枯れを生じたが、田植時にOEDグリーン液を撒布したため植え傷みは少なく、その後の生育は順調に経過した。後半に至って穂イモチ病、ニカメイチュウ等病害虫の被害を受

け、10月中～下旬の強風を伴う降雨により一部倒伏をみた。

労働投入量は10a当り296.2時間を計測した。次に経済結果を10a当りに換算すると粗収入はA区29,300円B区23,400円、平均26,350円に対し、直接費3,400円に償却費・賃料料金など共通費1,250円を加算した経営費4,650円を差引くと21,700円の所得で、初年度の試作成績としては良好だといえる。タバコ+水稲型水田利用方式では年間86,606円の所得を挙げた訳で、第1次試案に示した試算の所得を上回る好成績を得た。

7. タバコ作りの導入と協業化

1961年9月部落有志の間で協業化についての研究討議が始められて以来急速に進展し、1962年1月には部落総会において馬伏部落全農家を対象とした全面協業経営を目標に組織的に研究することを決議した。以後部落委員会が計画案を作成し再度総会に提出されたが、農家個々の経営条件・人間関係による意識の相違から、部落内の統一した意見調整ができないため総会において可決成立せず、1962年度においては前記の水田の高度利用による農業所得の増大を目的とした、水田葉タバコ栽培試作地を部落全員の責任において経営することとし13aを運営した。その成果は前述の如く好成績を納めたのである。

以上のような経過を辿って水田の作付面積を拡大しながら、馬伏部落内農家の農業所得を漸次増大することとなったが、その栽培生産方式については種々研究討議を重ねた結果、作業能率を高めるための部分的な協業組織体を編成することとどめ、部落ぐるみでのタバコ作部門協業経営は行なわないことになった。

すなわち、栽培希望者8戸によって部分的作業の協業化を相互に図る一方、タバコ生産過程で最も問題の多い乾燥施設並びに乾燥作業、本圃育苗の協業化を実施している。また栽培管理を容易にするため、水田の灌排水に便利な幹線排水路沿いに栽培圃場を集団化している。こうした諸点からの協業化を実現したものの、経営主体は個別経営にとどまり、古くから見られる一般的協業化段階における生産管理方式をもって経営することとなった。

1963、64年度におけるタバコ作部門経営実績の概要を示すと次のとおりである。

第14-1 タバコ作導入農家の経営基盤 (1963年現在) (単位:人・a)

Table with 9 columns: 区分, 家族数, 農徒男, 農徒女, 農徒計, 水田面積, 畑面積, 耕地面積, 山林面積. Rows show farming base data for tobacco introduction areas.

タバコ作導入農家は馬伏部落農家の中でも、やや農業経営条件に恵まれた農家であるといえる。農業労働力並

びに耕地面積の保有量はともに部落平均を上回り、したがって農業依存度の高い専業的農家である。この8農家によって1963年97a、'64年113.6aを栽培し逐次拡大している。ただし1964年においては生産途中で兼業業務の関係からほとんど管理できず放棄した農家があり、実質的には7戸102.2aの収穫面積といえる。

第14-2表 タバコ作部門経営成績 (単位: a, kg, 円) -1戸当り, 10a当り-

Table with 6 columns: 年次, 区分, 作付面積, 生産量, kg当り価格, 粗収入, 経営費 (肥料費). It contains data for 1963 and 1964, comparing department averages and individual farm performance.

第14表に示す如く生産力ならびに収益性ともに伸長しつつあり、島根県平均(島根県タバコ耕作史による)の1963年、'64年に比較すれば生産力において1.3~1.1倍、粗生産額において1.2~1.15倍を示すことからみても、高い水準にある。

タバコ作部門経営結果は上記の如く好成績を示した訳であるが、この部門導入によって農業経営全体に及ぼした成果を農業所得により計測すれば次のとおりである。すなわち、1963年の農業所得1戸当り416,370円耕地面積10a当り36,528円、農業従事者1人当り158,617円に対し、1964年の農業所得はそれぞれ487,130円(117%)、40,798円(112%)187,360円(118%)と伸長しつつある。

以上タバコ作の導入と協業化についてその概要を示し

たが、農業所得の増大とタバコ作部門経営が順調に展開し、島根県における生産性水準を上回る好成績を示した要因は、すべて適切な協業化の成果だとは判断できないながらも、育苗ならびに乾燥施設の協業化(共同施設の共同利用と共同作業を含む)は、栽培経験の浅い馬伏部落生産者グループにとって互に研究しつつ安全性と技術の向上をより大きくもたらした源泉的役割を果たしていることは明らかである。

8. 再土地改良とチューリップの導入(部門協業経営)

(1) 土地改良の施行

1951年から1956年の6ケ年に亘り当部落の所在する平田市国富地区を中心として、350ha、総工事費8,387千円で区画整理・交換分合・用排水システムの整備工事がなされたが、下流穴道湖との落差僅少、土性が可成り粘質、下流部土地改良未着工、山地及び妻伊川よりの地下浸透水等の関係から完全な乾田は主要幹線排水路に沿う帯状の地点に限られており、裏作は特定農家を除いて近年減少傾向を辿っていた。部落振興の一環として協業化、水田集約化利用が問題となると、土地改良は根本的な問題で土地条件の均平化、個別所有地を完全に同一条件下に置くことであり、暗渠排水工の施行が望まれた。市役所農林課においてモデルケースとして計画指導され、部落生産組合の盛り上げと相俟って、1963年に対象部落を中心に12ha(部落内該当面積9.6ha)の暗渠排水工事が行なわれ、引き続き1964年に8haの工事で全面積一応乾田化され、計画的作付がなされる限り全面積裏作可能な条件下になった。

1963年暗渠排水工事は対象面積12haの工事費1,746千円のうち、県補助額25%、市補助30%で農家負担は45%785,7千円となっている。10a当り工事費14,550円のうち農家負担は6,548円で、おおよそ農家1戸当り平均負担額は55,036円となる。

第15表 土地改良工事概要(1963年) (単位: 円)

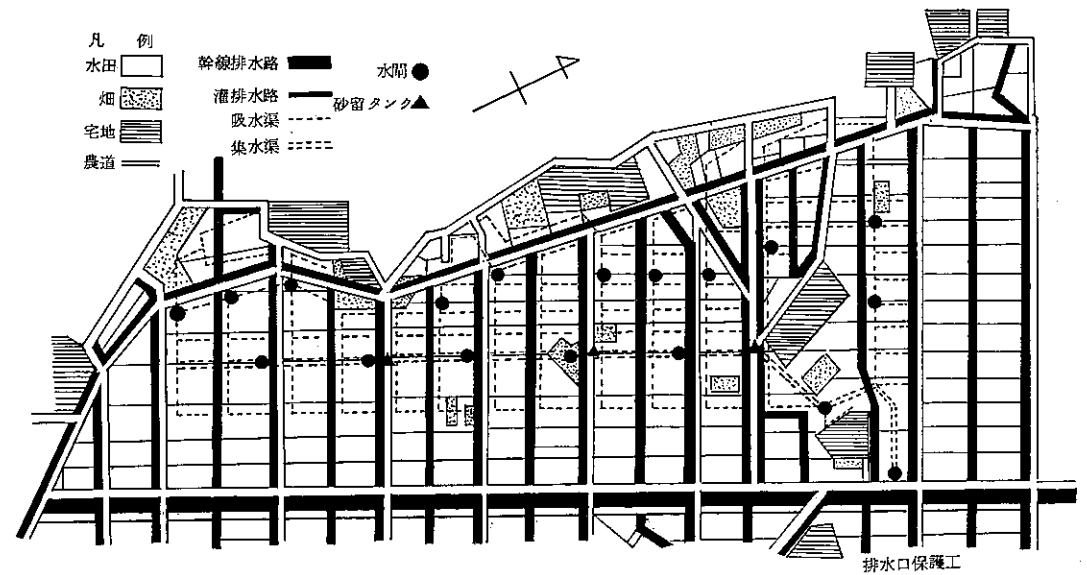
Table with 3 columns: 費目, 金額, 備考. Lists construction costs for drainage works such as '暗渠工事費', '幹線暗渠', '支線暗渠', etc.

暗渠排水工事施工前は幹線排水路附近の圃場にのみ裏作が限定されていたが、乾田化によって全面積裏作が可能となり、土地集約化利用により所得拡大が期待されている。

農家負担工事費は前述のとおり10a当り6,548円でタバコ、チューリップ栽培の範囲では1作で充分採算可能である。土地改良を契機としてタバコ、チューリップ

部門の協業化が更に伸展可能で、目下交換耕作の条件並びに部落間における水稲・タバコ・チューリップの団地化が検討されているが、このような再土地改良工事施行

が比較的容易になされたことは、部落ぐるみの協業化推進の成果に負うところが大きいと思料される。



第3図 暗渠排水土地改良実施図 (1963年度 12ha)

(2) チューリップ栽培の導入

タバコ作導入と再土地改良による乾田化から水田集約利用の二次的方法として、部落生産組合、農業改良普及所、農協などの機関で検討された結果、ソ菜、花卉のなかでチューリップ栽培が適当だと判断されて、1963年12月から9人の部門協業経営で30aの栽培に踏み切った。当初タバコ部門の水田作導入によって所得拡大、農業での自立化を計画したが、労力の関係或いは相互の人間関係もあって、タバコを導入できない農家を中心として部門協業化が行なわれている。協業化の設立契機は農林漁業資金による種球費共同借入と、栽培技術の不慣れから技術研修をかね共同責任のもとで栽培しようとの話し合いに端を発している。部門協業経営参加農家9戸のうち部落内8戸で、チューリップのみ栽培するもの5戸、タバコ・チューリップともに栽培する農家3戸で農業で自立化しようとする経営規模の比較的大きな農家が参加している。

1963年作付は暗渠排水工事が未着工で幹線排水路附近に栽培され、出役は平等出役形式で運営されている。出資は原則として平等としており、土地、資材、大農機具出資については各々評価の上支払っており、収益配分は一応所得方式により平等配分としている。

1964年産(1963年12月植付)の経営成果は第16表のとおり30aの栽培で68,404.2円の収益を上げ、参加農家1戸当り76,005.5円の配分を行なっている。チューリップ1作10a当り228,014.4円の収益となり、従来の水稲単作に比較して7~8倍の増加

可能となっている。

第16-1表 チューリップ部門協業経営成果 (単位: 円)

Table with 4 columns: 項目, 30a, 10a当り. It details the financial results of the tulip cultivation, including gross income (粗収入) broken down by grade and total expenses (経費) for various inputs like seeds, fertilizer, and labor.

部門協業経営体からの収益配分額は76,005.5円で、地代、農機具出資に対する配分額を合わせると76,305.5円~89,105.5円で平均80,976円となっている。地代は裏作期間10a当り10,000円として、田植時期迄に整地して出資者に返納している。チューリップと水

第16-2表 チューリップ部門配分額 (単位:円)

農家名	項目	収益	地代	農機具使用料	計
3		76,005	-	1,250	77,255
4		76,005	10,300	1,250	87,555
10		76,005	9,700	300	86,005
11		76,005	-	1,350	77,355
12		76,005	10,900	2,200	89,105
14		76,005	-	1,350	77,355
16		76,005	-	300	76,305
17		76,005	-	300	76,305
※地区外員		76,002	3,222	2,322	81,546
計		684,042	34,122	10,622	728,786

稲の労働競合はさほど顕著でなく、水稲生産にも直接的影響はみられず、個別経営との調和のもとにスムーズに運営されている。ただ、タバコの収穫、乾燥作業とチューリップの掘取、選別、出荷と労働競合することから、たばこ栽培農家1戸は1964年からは脱落しており、1964年からは8戸で運営されている。チューリップは種球に多額の資本を必要とすることから作付が制約されており、1964年は1haの規模拡大にとどまり引続き部門協業経営体で栽培されている。

第17表 農業所得 (1964年) (単位:円)

部門農家名	総額	チューリップ	水稲	たばこ	その他
3	480,856	76,005	346,934	-	57,917
4	283,170	76,005	106,858	-	100,307
10	324,538	76,005	242,473	-	6,060
11	465,423	76,005	306,738	85,692	3,012
12	539,131	76,005	403,423	-	59,703
14	377,298	76,005	294,983	-	6,310
16	318,529	76,005	167,648	64,476	10,400
17	482,846	76,005	328,240	52,611	25,990
平均	408,974	76,005	274,662	25,347	32,960

協業経営参加農家の農業所得は平均408,974円で水稲が62%を占めており、チューリップは19%にすぎないが、1965年産は作付が増加(1ha)しており収益配分も1964年より3~4倍と予測されるので、年々チューリップ部門所得のウエイトが高まるものとみられる。タバコ、チューリップの水田作導入により可成りの所得増大が期待できる。

当初部落ぐるみの協業化を目標に検討が重ねられたが人間関係、個々農家の置かれている経営状況により協業化に対する相違が認められており、部落組織としては生産組合が芽生えたにとどまったが、タバコ部門の協業化・土地改良工事を契機としてチューリップ部門協業経営が設立された。兼業農家の請負耕作以外実質的に耕地規模拡大が困難な現状から、耕地面積の90%以上を占める水田の集約化利用、生産性からも協業経営として成立の可能性をもつチューリップ部門は、タバコ部門との関連において、集団的土地利用、部門協業化の方向に進みつつある。

9. 農家構造の変化

対象集落における所得増大の方途は前述の通り実質経営規模拡大のためには、兼業農家はより兼業方向に、専業農家はより農業に重点を置き、タバコ、チューリップなどの導入により経営集約化以外の方途はなかった。

1961年の経営耕地規模別階層区分をみると20戸のうち50~100a 11戸(55%)、100~150a 9戸(45%)のものが、1964年には50a以下3戸(15%)、50~100a 7戸(35%)、100~150a 9戸(45%)、150a以上1戸(5%)と階層分化が顕著に認められ、専業、兼業化が次第に明確化してきている。離農、兼業化に踏み切った農家は経営規模が比較的零細であり、他産業従事者もかなりあり経営条件から農業の自立化が困難なもので、自給耕地を若干残しほとんどの耕地を専業農家に請負耕作の形態で委託している。特にNo.9農家は集落では大規模農家に属しながら、世帯主死亡による農業労働力減少と後継者の安定兼業就労を契機として兼業化に踏み切った例、又No.3農家では76.3aの耕地規模から請負耕作により156.7aの経営規模となり、農業で自立化しようとする農家もみられる。

第18-1表 階層分化と協業部門参加農家

耕地規模	1961年	1964年	部門協業参加農家	
			チューリップ	タバコ
150a以上		⑩(男1人 女2人)	○	
130~150	⑥(男1人 女1人) ⑭(1.1)	⑧(1.1) ⑨(1.1)	○	○
110~130	⑦(1.2) ⑮(2.1)	⑪(1.2) ⑯(2.1)		○
100~110	⑫(1.2) ⑬(1.1) ⑰(1.2)	⑫(1.1) ⑬(1.2) ⑰(1.1)	○ ○ ○	○
90~100	④(1.1) ⑤(1.1) ⑸(1.1)	④(1.1) ⑤(1.1)		○
80~90		⑩(1.1) ⑪(1.1)	○	
70~80	①(0.1) ②(1.2)	②(0.1) ③(1.2)	○	
60~70	③(0.1) ④(0.1) ⑤(1.1) ⑥	⑤(0.1)		
50~60	⑦(1.1) ⑧(1.1)	⑧(0.2)		
50a以下		⑨(0.1) ⑩		

○数字 農家番号 () 農業従事者数
(注) ここでいう階層とは所有権異動はないが、請負により実質経営面積が変化することを示す。

第18-2表 階層分化

農業所得割合	1961年	1964年
90%以上	⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪	⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪
80~90	⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯	⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯
70~80	① ② ③ ④ ⑤ ⑥	① ② ③ ④ ⑤ ⑥
60~70	③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯	③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯
50~60	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯
50%以下		① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯

又、No.4農家は農業での自立化を意図しながら、タバコ栽培者の圃場の関係からタバコ作付地に提供、若干規模を縮小しながらチューリップ、ミカンの導入により所得拡大を企てている農家の例もある。

階層分化は個々農家の置かれている経営条件、とりわけ経営規模、安定兼業就労機会により相違があり、専業化に指向する農家においても条件次第によっては耕地の委託形式をとりたい農家もあり、更に離農若しくは兼業農家の増加の可能性を内包している。対象集落20戸のうち離農、兼業重点に明らかに踏み切ったとみられる農家は5戸、専業若しくは農業重点農家は現在15戸程度とみられる。

チューリップ・タバコ部門協業化参加農家は比較的上層農家に限定されており、チューリップ・タバコ2部門ともに参加している農家は3戸となっている。チューリップとタバコ部門は6月に労働競合することからNo.11農家は1964年植付からチューリップ部門協業経営は不参加となっており、No.16農家は参加単位としては0.5戸の取扱いで参加している。チューリップ、タバコ両部門の参加は保有労働力から自ら制約を受け、家族労働力に恵まれるNo.17農家のみの参加となっている。これらの農家においても専業化、農業主体に踏み切ったとは云え、現在の経営規模では未だ自立化が困難なことから、更に請負耕作による規模拡大、水田集約化利用を余儀なくされており、乾田化に伴う集団的土地利用、部門協業化の方向から農家、集落構造は更に変化、明確化するものとみられる。

10. 問題点と今後の展望

以上馬伏部落を対象に、農業協業化試案を提示し対象農家の動きをばらえながらその可能性について検討してきた。現在この部落において農業協業化されている内容は、有志の結合による新作物(チューリップ)部門協業

経営(構成員8農家)並びにタバコ作部門に対する部分作業と共同施設・共同利用方式による協業化に限られている。これらの内容はともに新しく導入した作物を対象にしており、馬伏部落農家における農業経営の基幹作物である水稲についての協業化に対する新しい動きは全く見られなかった。また、部落内における構造改善の中心課題ともなる農地の流動化促進策としての組織化についても試案の段階にとどまり実現しなかった訳であるが、これらの重要問題が解決し得なかつたのはそれなりの理由が存在するからである。以下主要な問題点をとりあげ明らかにしてみたい。

(1) 農地の流動化

馬伏部落内農家の経営地の移動についてみると、所有権をともなつた移動は全く見られず、耕作権のみの移動あるいは委託耕作などの形で階層分化をある程度示しつつある。このことによつて専業的農家はより経営基盤の拡大を図り、兼業農家はより兼業ウエイトの高い形態に移行しつつある。しかし、これらの動きは古くから関係のあつた農家間の取り引きとして契約されるという特殊な条件下におかれている特例であり、したがつて部落的な立場での組織をもたないまま、人間関係を主体として行なわれている。当初目的の一つでもあつた耕地の流動化を促進する方策としての部落生産組合の結成については未だ実現していない。この問題についてはたとえ実現したとしても、現在の小作料の統制下にあつては耕作権の移動促進にはならないと考えられ、このことが組合結成に至らない原因の一つでもある。おそらく制度的に解決されない限り部落における真の構造改善を行なうだけの耕地の流動化は起らないものと考えられる。また協業経営を助長する立場からも適正な地代を決定することは必須条件であり、農地の賃貸借料に関する制度改正は急務である。

(2) 部落ぐるみの協業経営について

1961年当時、部落内農家の有志によつて馬伏部落全農家を対象にした協業経営計画案の作成をみた訳であるが、部落総会において可決するに至らず、将来の方向としては一応了承されながらも、研究段階にあるとして実現しなかつた。また、その後の試案でも集落全農家を対象とした協業経営案を提示したが、結果的には今日まで実行されていない。これらの計画案はいずれも農家の生活の主柱となる水稲作及びこれに次ぐ水田作の協業化つまり全面的協業経営を意図したものであつた。部落全体からみれば、収益性を高め、生産費を安くするという経済合理性の最も発揮し易い方策にも考えられながら、実現しないということは、対人間関係と個人的利害得失の問題のみならず、不成功の場合には生活そのものを脅かすという重大な危険性を内包するものだからである。精神的な強い結合関係を持たない限り困難な業であり、資本主義社会の下においてこの種協業経営の存立が困難であるというのも当然のことであろう。

次に問題となるのは部落内全農家を対象とする場合、

農家の生産基盤の相違に基づく農家経済の著しい差が、結合関係を阻害する重大な要因となっている。したがって、新しい開拓耕地を求めて既耕地のウェイトが問題とならないまでに規模拡大し得る場合か。(兼業ウェイトが高まった場合も考えられる)あるいは耕地の所有関係を全くなくする方が可能な場合に実現するであろう。

⑤ 部門協業経営について

この部落においても実現した如く、新しい導入作目の有志による協業経営は比較的実現し易い。しかしながら個々の農家において基幹作目となっているものを対象とする場合(農家経済の基軸となっている場合)はやはり実現困難である。

馬伏部落におけるチューリップ部門協業の場合は、過去の栽培経験が無いために、生産技術の指導を受けるにしても不安があること、また、種苗費など多額の資本を必要とするため不成功の場合における損失軽減の狙いがある。これに対しタバコ作の場合には導入初年度に共同の責任において試作され、一応個々の農家が生産技術を習得しているため、前記チューリップグループにみられた技術修得上の不安は一応なくなり、タバコ生産過程において多額の投資を必要とする乾燥施設の共同化と育苗のみにとどまっている。

以上の点からみて明らかな如く本研究対象集落における部門協業経営は、一般的にいわれているような農業経営の規模拡大あるいは専業化という点に協業経営の存在理由があるのではなく、また大規模生産の有利性を追求する立場からの協業経営でもない。いわば過渡的段階における一時的な現象とも考えられる。すなわち、前記の如くチューリップ栽培に対する生産技術の不安が解消し個別経営の資本蓄積が増大して行けば、協業経営の存在理由がうすくなり個別の中に入りこむとも考えられる。

(4) 生産協業組織化について

協業化形態の中でも最も出現し易い段階が協業組織である。しかし、部落ぐるみの生産の組織化は名目的には成立し部落内の話し合いの場となつてはいるが、生産共同組織体として部落ぐるみの活動はタバコ試作の段階以外は表面化していない。

直接的な生産協業組織でない耕地整備事業等を目的とする組織化は、集落を越える広域農地を対象に組織化した事例が各地に出現し、馬伏部落にあっては、完全乾田化を目的とした再土地改良事業施工のための組織化は部落生産組合が中心となっている。

一方同志的な結合関係にある場合の生産協業組織化については比較的問題が少なく実現の可能性は大きい。しかし、この場合においても新規設備投資の場合あるいは新しく導入しようとする部門を対象とした組織利用または個別経営にとって副次的部門となる対象の組織化は容易にできるが、生活の基盤となる部門を対象とした組織化には回避的傾向を示している。現在家族労働力のある程度保有している馬伏部落にあっては、大中に省力化する

必要性が少ない関係から水稲作は従来の方式で十分経営出来る段階であることも見逃がせない。

馬伏部落において実現したタバコ作の協業組織化については、前記の如く育苗と乾燥段階において見られる訳であるが、その存在理由として育苗の場合は個人の育苗技術が不安定であること、集団育苗共同作業による生産能率向上効果が顕著であること、また、乾燥段階における共同施設による共同利用の場合は、施設費の個人負担を軽減する(補助金など)こと、施設の利用度を高めること、共同作業によって個人の労働量を軽減すること、設備資金調達容易なことなどの理由によって、個別経営の枠内で処理する場合に比較して極めて有利な結果を招来するからである。

⑤ 今後の予測試算

今まで見てきたように、現在おかれている個別経営には自ら限界がある。しかしながら現実には部落内にある利用可能資源を活用する意味から部落全体としての強力な組織化(直接農業生産を担当するというもの)でなく、主として土地利用権の調整役ができる)と、一般的に見て合理的な土地利用を行なわねば、狭小な経営基盤に立脚する農業自立志向型農家の救いはない。

一方における離農促進は不可欠な対策であるが、しかし簡単に所有権の異動がなされないものであるから、まずもって離農促進こそ当面の目標であらねばなるまい。

又本調査過程で明らかにしたように、人間本来自由を希求する。「出来得れば自立化したい」という各個別欲求が究極だとするならば協業化はそこに到達するための方法論としても意義づけられる。

今後当該集落で農業による経営自立化を望む農家によって、タバコ・チューリップの栽培が、その保有労働力によって実行された場合を、リニア・プログラミングにより試算すると各々2.5haが可能と予測される。前提は戸数20戸のうち離農若しくは兼業化に踏み切った農家5戸を除外し、将来農業で自立化しようとする15戸、従って水田面積14.5haを対象とし、制限因子は水田面積、労働は配分状況から5月、6月中～下旬、7月、7月下旬、10月中旬～11月上旬を取り、ピーク時には農家間の労働調整がなされることを前提条件としている。

算式

$$\begin{cases}
 1x_1 + 1x_2 + 1x_3 + 1x_4 + 1x_5 = 145.0 \\
 26.0x_1 + 4.5x_2 + 39.0x_3 + 9.5x_4 + 1x_5 = 6,864.0 \\
 2.5x_1 + 25.0x_2 + 120.0x_3 + 105.0x_4 + 1x_5 = 7,140.0 \\
 17.0x_1 + 18.0x_2 + 147.0x_3 + 170.0x_4 + 1x_5 = 9,660.0 \\
 2.5x_1 + 8.5x_2 + 79.0x_3 + 24.5x_4 + 1x_5 = 4,200.0 \\
 12.0x_1 + 25.5x_2 + 13.0x_3 + 204.0x_4 + 1x_5 = 6,552.0 \\
 Z = 3.6x_1 + 3.6x_2 + 10.0x_3 + 2.0x_4
 \end{cases}$$

(注) x_1 水稲(早期栽培)
 x_2 水稲(普通栽培)
 x_3 タバコ・水稲(晩期栽培)
 x_4 チューリップ・水稲
 $x_5 \sim x_6$ 調整方式

第19-1表 リニア・プログラミングによる最適解のための単体表

段階	C → ↓	ベクトル	基底 P_0	0	0	0	0	0	0	0	36.0	36.0	100.0	201.0	R	
				水田面積 P_5	労働 5月 P_6	6月中～下旬 P_7	7月 P_8	7月下旬 P_9	10月中旬～11月上旬 P_{10}	水(早期) P_1	水(普通) P_2	稲 P_3	タバコ P_4	水稲・チューリップ P_{11}		
1	←	水田面積 P_5	145.0	1								1	1	1	145.	
		労働 5月 P_6	6,864.0		1							26.0	4.5	39.0	9.5	722.
		6月中～下旬 P_7	7,140.0			1						2.5	25.0	120.0	105.0	68.
		7月 P_8	9,660.0				1					17.0	18.0	147.0	170.0	56.
		7月下旬 P_9	4,200.0					1				2.5	8.5	79.0	24.5	171.
		10月中旬～11月上旬 P_{10}	6,552.0						1			12.0	25.5	13.0	204.0	32.
	Z	-C	0	0	0	0	0	0	0	0	-36.0	-36.0	-100.0	-201.0		
4		360水稲(早期) P_1	94,8282	1,1197	0	0	-0.0076	0	0.0009		1	1.0048	0	0		
		労働 5月 P_6	3,177.4235													
		6月中～下旬 P_7	150.0224													
		201.0タバコ・水稲 P_3	25.2352													
		労働 7月下旬 P_9	1,356.9477													
		水稲・チューリップ P_5	24.9366													
	Z	-C	10,949.0345	22.0574	0	0	0.4868	0	0.4707	0	6.8351	0	0	0		

(注) 第2段階、3段階単体表省略

第19-2表 試算結果一覧 (単位: ha・千円)

作物名	作付面積	所得
水稲(早期栽培)	9.5	3,420
(普通栽培)	2.5	900
(晩期栽培)	2.5	400
タバコ	2.5	2,100
チューリップ	2.5	4,125
計	19.5	10,945

この結果によると水稲早期栽培9.5ha、普通栽培2.5ha・晩期栽培2.5ha・タバコ2.5ha・チューリップ2.5haの作付が最適規模となる。現在と比較してかなり所得増加が可能であり、水田集約利用により自立化の道が拓かれている。特に7月、10月中旬～11月上旬の労働量が制限となってタバコ・チューリップ規模が制約されるので、この時期の外部労働導入が可能か省力化技術が可能であれば、作付規模が更に拡大し所得増加が期待される。対象部落での協業経営体が組織できないまでも、前述の通り経営資源を有効・最大限に活用するためには、施設利用・生産過程の部分協業化を図ることが課題であり、その方向で発展するものと思われる。

V 協業経営調査事例

前章までに一般的農村集落において、地域営農集団全体としての上向を狙った協業化の意義、過程について言及したが、問題を更に発展させる意味で、既に共同経営体として運営されている事例調査の要約を掲げ問題点を明らかにする。

1. 酪農協業経営

酪農は比較的多くの人力労働を必要とする。一腹しば

りを主体とする近郊型、恵まれた草資源を活用した放牧フリーバーン型は別として、一般の水田酪農にあっては高い泌乳能力牛に個体能力を十分に発揮させる、集約的酪農型が一般的に経済性が高い。

本事例は平坦水田地帯にあって、多頭飼育を水稲作と組合せて協業経営に踏み切った事例であるが、酪農協業はこうした多頭化による省力管理と収益性の関係から解散に至った経営体が多く、県下にある共同体として運営されているものは極めて少くなっている。

三協酪農組合(瓊川郡斐川町大字今在家)

当組合は、旧久木村大字今在家にある。この地域は、斐伊川の放出する流砂によって形成された低標高地帯であり、1954年に土地改良事業が行なわれているが乾田化が不十分なため、1961年度指定による農業構造改善事業によって再土地改良が行なわれ、現在では土地基盤はかなりの整備されている。

地区並びに協業経営参加農家の耕地規模は第21表の如くであり、参加農家間の耕地規模には若干の差があるが、平均して地区の平均規模以上の農家で構成されている。又参加農家の家族数は5～7人であり、その保有労働力には大差がない。

第20-1表

区分	農家戸数	水田面積		計	同左1戸平均
		ha	ha		
斐川町	3,252	2,920.0	452.0	3,372.0	10.57
春日部落	27	2.8	1.6	2.94	10.89
共同参加農家	3	3.9	0.4	4.3	14.12

第20-2表 家族数、農業労働力 (単位: 人)

農家名	家族数	基幹労働		補助労働		計
		男	女	男	女	
T	6	1	1	-	1	3
K	7	1	1	-	1	3
O	5	2	1	-	-	3

収入25万円以上とする。

○新たに繁殖用純系ランドレース雌、雄各1頭を導入し、優良仔豚による飼料効率の向上と衛生管理に重点をおく。○放牧場を拡張し、幼豚並びに協業や組合員の所有する繁殖豚の放牧を行ない、豚の健康管理と飼育の省力化をはかる。

○自給飼料の栽培と入手を行ない、常に豚の健康と飼料効率の向上をはかる。

が主なものとして上げられ、着々と実施に移されている。

② 今後の発展の可能性
養豚経営立地的に何ら有利性を持たない地域において豚価の下落、技術的要因に起因する大被害、それに伴う資金面の枯渇などの大きな試練に遭遇しながらも、繁殖という特殊管理技術を要する部分は個別経営の力で、多頭化、省力化を要する肥育は共同の力で対処し、共同のよさを発揮した典型的事例であり、将来の持続的発展の可能性は高い。

丸山養豚組合(松江市上乃木町)
当地区は松江市の市街に隣接して、地価の急騰、兼業化傾向の最も著しい地域にある。このような地域にあつて、当組合参加農家もいつまでも従来からの農業経営の殻に閉じこもっていることはゆるされず、部落農事研究会を母体に、組合長の個人的つながり、経験から、残飯利用による共同養豚に踏切った。

第22-1表 参加農家の概況(共同化前8戸平均)

Table with columns: 経営主(年齢), 家族数, 農業従事者(男, 女), 農用地(田, 畑, 耕地計, 採草地, 山林), 主要家畜(和牛, 乳牛, 豚)

(1) 運営経過

1961年4月、農協共済還元資金100万円、農協短期貸付資金60万円、出資金8万円の資金で8戸の共同で発足した。当初の主要施設は次のとおりである。

豚舎2棟(264m² 18豚房) 推肥舎1棟(19.8m²) 宿舎、物置1棟(36.3m²)、軽四輪、揚水ポンプ、トラクター各1台

このようにしてスタートした共同養豚経営であるが、残飯主体の飼料給与体系、参加組合員の輪番制飼育体制の弊害などから繁殖母豚の管理が不十分となり、仔豚の育成は全頭失敗に終わった。繁殖と肥育を両行なうことは、管理面の複雑性と飼養規模の市況に対する弾力性に欠ける欠陥があり、10月には母豚を全頭処分した。年度末には飼養頭数は100頭に達したが、繁殖豚の失敗から17.5万円の欠損を生じ、早くも1戸が脱落した。その後豚房を増設し、飼養頭数を増大するとともに専従者制に切替えて十分な飼養管理を行った結果、1962年より黒字経営に転じ、更に1963年度においては専従者の賃金、組合員の出役労賃を48.6万円支出して尚

18万円の純利益を生ずるに至った。

1964年度においても豚舎、堆肥舎、事務所を増築し規模拡大に努めてはいるが、近隣土地の急速な住宅地転用に伴い環境衛生上の問題とも関連して、これ以上の規模拡大は困難な状態にある。

② 今後の展望

この組合は当初専任分担制で運営に当たっていたが、1962年から経営責任を組合長1人にし、規模の増減販売時期等一切を委任し、組合員は細部についてタッチしないという相互信頼制の上で運営されている。本経営の特徴は、残飯という有利な飼料基盤に立つ専従制肥育経営であり、優良素豚の安価仕入れが重要ポイントであるが、市況に応じて規模調節の出来るところに強みがある。

したがって、健全な経営が素速い市況見通しの上に乗って行なわれ、現状規模(年間400~500頭出荷)で当分の間経営が継続されるものと思われる。

三葉養豚場(出雲市矢野町)

当養豚場は旧四給村矢野にある。この地域は大規模な土地改良を行ない一応の乾田化はなされているが、土地標高の低いことから十分な乾田状態でなく、水稲を主体に若干の養蚕を加えた農業が行なわれている。又近年兼業化の進行の著しい地帯である。

このような地域において、1959年4HCが誕生、そのグループ研修の過程の中から、地域条件を考慮して水稲+養豚という経営類型が描き出され、1961年よりA農家の子弟を中心に3人のグループによって発足した。

(1) 運営経過

1961年農業近代化資金70万円、農協貸付資金35万円を借入し、豚舎(138.6m² 1部2階事務所)を建設、以降年間常時100~120頭の肥育を行ったが、1963年末には豚舎を増築して、年間常時150~170頭に規模拡大した。

作業のやり方は平等出役、輪番交替制としたが、交替制による家畜への影響に留意し、次期当番に当る5日前より前任者と同時に働く体制にしている。

設立当初の1961、62年は、市況の軟調もあつて労賃、配当共に零という苦しい建設期間であつたが、1963年に至つて労賃のほかに若干の配当が可能となった。更に1964年には、肥育豚1頭当り純収益は2,827円となり、これを1日(8時間)当り労働所得にすると2,011円という好結果を得ている。しかしながらこの間、飼料費の低減と豚の健康維持のため、緑餌用飼料作物の栽培、サイレージ用カンショの栽培、市内マーケット払下げ豆腐粕の購入運搬など、若い研究グループの能力なり、労働力の限界まで研究努力を積み重ねてきている。

② 今後の展望

このように若い研究グループの共同養豚としてスタートし、苦しみつつも一応の目標水準に到達した当養豚場

では昨年来今後の経営方針について次の3案のうちいずれを採択するか検討を進めてきた。

- 第1案 常時300頭共同肥育、個別素豚生産方式
第2案 共同によるマンモス養豚方式
第3案 流通面共同、個別繁殖、個別各戸100頭肥育

その結果、現在の土地環境で肥育頭数を増加させることは土地取得上においても環境衛生上においても困難であるため第3案に決定した。したがって1964年12月をもって流通面を除いては一応現在の共同養豚を解散し目下豚舎建築資金の手配を行なつており、今後はこれまで共同の力でつちかつた経験と技術にもとずき、個別経営として経理的発展をすることが期待される。

3. 養蚕協業経営

戦後いち早く復興してきた養蚕は、1958年に至り内外景気の後退を契機として糸価が暴落し、非常な混乱に陥った。この混乱のなかから得た体験と反省から、従来の労働集約的な養蚕経営に新しい技術を取り入れることによつて、労働生産性の高い経営に切り替える方向に進みつつある。そのためには、養蚕規模の拡大と年間桑桑育、草生栽培などによる栽桑及び飼育の省力化が基本である。養蚕規模の拡大については、直接的には桑園面積を拡大することであるが、個々の農家が桑園を拡大することはなかなか困難であり、協業化、集団化することによつて規模拡大をはかりつつある。

このような情勢下にあつて、本県の養蚕についてみると、現在約10%の農家が養蚕を行なつており、又近年は農業構造改善事業の基幹作目に選定され、7町村において37の協業経営が誕生している(構改事業以外によつて生じた協業経営数31)。

ここでは、この構造改善事業によつて生じた協業経営事例について略述する。

二俣養蚕協業組合(鹿足郡日原町大字富田)

当町は、本県の最西部にあつて気象条件、交通条件は比較的良好である。しかしながら本町の大半は急峻な山林によつて占められ、耕地率3.8%の示すごとく、耕地条件の制約は著しい。したがつて本町の構造改善事業においては、山地を開発して桑園造成を行い、53戸の農家による9つの養蚕協業組合が育成されつつある。これらの協業の中で、協業規模の一番大きいのは二俣養蚕協業組合(参加農家7戸、桑園7.47ha)であり、その参加農家並びに協業体の概要は以下のとおりである。

(1) 個別農家の概況

基幹労働者はいずれも男、女各1名であり、このほか補助労働者が平均0.5人ある。経営主の平均年齢は36才であつて、労働力は質的に優れている。耕地は平均水田33.6a、畑2.05a、計54.1aと極めて零細である。したがつて所有農機も少なく、耕耘機はわずかに1戸が所有し、そのほか原動機、脱穀機、糶摺機、カッターを平均各1台程度所有している。

第23-1表 土地(7戸平均) (単位:a)

Table with columns: 水田, 畑(普通畑, 樹園地, 計), 耕地計, 採草地, 山林

家畜は和牛と鶏であり、和牛は1農家に肥育牛が4頭いるが、その他の農家は産犏を目的に1~2頭飼育しており、鶏は3戸が100羽前後を飼養している。

このように経営規模が零細であり、しかも土地条件に恵まれない結果、1963年度における所得についてみると、農業所得は平均99,556円であり、現金収入から現金支出を引いた差額は、わずかに4,195円にすぎない。したがつて、いきおい林業あるいは賃労働等の兼業に頼らざるを得なく、農外所得は148,140円となり、農業依存度は約40%となっている。

第23-2表 農家所得(1963) (単位:円)

Table with columns: 農業所得(水稲, 畜産, その他, 計), 農外所得(林業, 賃労働, 計), 農家所得

(2) 協業経営の概況

○桑園造成

協業桑園の造成面積は1963年度5.07ha、1964年度2.4ha、計7.47haであり、全園成園化するのには1967年度となる。山地開発によるこの桑園の土地造成費は、10a当り27,605円であり、当協業所在地は地形条件が悪く、他地区よりも5,000円程度に高くなつている。又桑苗の植栽その他成園に達するまで

第23-4表 土地造成費 (単位:円)

Table with columns: 区分, ブルドーザー費, 労務費, 工事雑費, 合計

要する育成費は第23-5表のとおりであり、山地開墾による赤黄色土壌であるため土地が瘠薄であること、地形的に労働能率が悪いことなどが主原因となつて、10a当り67,245円と極めて高いものとなつている。

第23-5表 桑園育成費

Table with columns: 年次, 種苗費, 肥料費, 農業費, 諸材料費, 賃料料金

注 3年次は推定値を含む。

建物、大農具

主要建物施設は社畜共同飼育管理所1棟（木造瓦平屋建39.6㎡）、社畜共同飼育所5棟（鉄骨スレート平屋建1棟9.9㎡）であり、大農具は小松式農機1台（7PS、トレーラー、防除機をセット）、動力草刈機1台を所有しており、総額3,648千円を投じている。

繭生産状況

繭の生産は、1964年度において、1963年度達成した2.9haの桑園において晩秋蚕1作を行なったのみであり、その生産量はha当り5.48kgで生産計画5.0kgを上廻っているが、これは初年次1作の数値であり、あくまでも今後の実績にまたねばならない。

労働配分

労働ピーク時である5、6、9、10月における。協業参加農家の所有水田の現行水稲栽培労働時間と、協業

第23-6表 水稲、養蚕必要労働時間 (単位:時間)

Table with 2 main sections for months 5 and 6, and 9 and 10. Columns include '区分' (Area) and '労働時間' (Labor Time) for '水稲必要労働時間' (Rice) and '養蚕必要労働時間' (Silkworm Rearing).

養蚕の全園成園後における養蚕必要労働時間は第23-6表のとおりである。すなわち、個別経営の水稲部門と協業養蚕だけについてみても、この期間中協業参加農家の全労働力が連日フルに稼働したとしても、6月上旬には676時間不足することになる。したがって、個別経営の水稲作以外の部門の労働時間も考慮した場合、個別経営の大巾な省力化はもとより、協業養蚕部門の栽桑、飼育両面における労働の可及的能率化が必要である。

(3) 今後の展望

このように当協業経営は、山林を開発して集団桑園を造成し、経営規模を拡大するとともに養蚕部門を協業化して、能率の高い養蚕経営を営もうとするものでありこの協業が本格化するのには1967年以降である。

しかしながら、急傾斜雑木林の開墾によるテラス式桑園であり、地力が低く、有機物の確保、桑専用肥料の効率的施用による地力の増進と、テラス農道の開発、適正配置によって各種運搬作業の能率化をはからねばならない。又桑園はテラス式であるため利用率が低く、栽植本数の増加、農道、空地利用によって桑生産量の増大をはからねばならない。

育苗面では、年4～5回の多回育苗と蚕作安定のための

施設の補強、労働対策として個別経営との労働配分の適正化、上簇時の雇傭労働調達の組織化を考えねばならぬ。

経営組織の面では、従来の経営が零細であり複雑な多角化がなされており、この多角営農方式を整理、単純化し、省力技術体系の導入をはかるとともに、計画的出役計画によって協業部門との労働配分の調節をはかつてゆかねばならない。

4. タバコ協業経営

本県におけるタバコ作は近年増加の一途を辿っており、社会、経済的条件に比較的恵まれたこの地方では、収益性の高い安定作目として、又、農業構造改善事業でも基幹作目として取り入れられるなど、1964年には1.534haの作付面積となっている。特に水田作の増加が顕著であり、連作による病害対策、土地生産性の向上、省力化に条件がよいことから、1961年頃から増加しており、将来は1/3程度の水田作タバコが予測されている。タバコ作は従来多労的作目とされており、労働力に恵まれた農家が選択する作目であり、そう多くの面積は栽培されないという考え方が一般的である。したがって個別経営では自家労働許容範囲内の栽培がなされていたが、近年の労働力流出、機械化などによるタバコ作の省力化によって、栽培規模拡大、協業化が散見されるようになってきている。

タバコ作は多労的作目、高度の栽培技術を必要とすることから協業化が困難だとされていたが、技術発展、農家の所得拡大の意欲から機械化利用、育苗、乾燥作業段階の協業化が各地で実施されており、1964年3月現在(専売公社資料)県下にタバコ部門協業経営が3経営設立されている。

タバコ作の規模拡大の隘路は収穫、乾燥作業段階であり、部門拡大、生産性を高める上からは育苗を含めて協業化が望まれている。部門協業経営事例は数少ないが、育苗、乾燥等の作業段階、農機具、施設等の協業化は数多く見られる。部門協業経営を実施している井戸農事組合(能義郡伯太町)は1963年から発足しており、県下では最初のタバコ部門協業経営である。

井戸農事組合(能義郡伯太町)

伯太町は島根県東部に位置し、耕地標高10～400mの中山間地帯に属する地形であり、当組合の位置する母里地区は伯太川沿岸の平地にあり、耕地は河川沿いの平坦地に展開している。水田化率85%、1戸当り耕地規模8.4aで条件には恵まれているが、安来市、鳥取県米子市に隣接するため兼業化が顕著であり、専業農家は29.6%にすぎない。水稲、タバコ、酪農などが主として行なわれている。

(1) 協業経営成立経過

参加農家8戸によりタバコ部門協業経営が1963年から発足している。従前は個別でタバコ栽培が実施されていたが、兼業化が伸展したこと、タバコ栽培規模も10～3a程度の零細経営であること、生産性の相違

(技術差)から、協業化すれば生産性が高まり労働配分の面から規模拡大が可能ではないかとの見通しから、No.1農家を中心として1963年水田タバコ2.49a、1964年2.22aが協業体で運営されている。施設(乾燥場、農機具)に対する出資は平等とし、土地、資材、大農機具提供は各々評価の上支払っている。構成員には一応所得計算の方式をとり、出役時間数により配分を行なっている。協業経営に対する意向は存続を望む声が多く、特に兼業農家では時間単位で出役できるので参加意欲が強い。

第24-1表 協業経営参加農家概況 (単位:a・人・頭)

Table with 7 columns: 項目 (Item), 耕地面積 (Cultivated Area), 家畜 (Livestock), 農従事者 (Farmers), 農外従事者 (Off-farm workers). Rows include individual farmer data and a total row.

参加農家は水稲、酪農を主体とした経営組織が多く、現在は時間単位で出役できることから個別経営と協業体は調和のとれており、協業運営上さほど問題が生じていない。現在常時10人程度の出役で作業が可能であるので、競合する場合には農家間の話し合いにより出役調整がとられている。

② 協業経営運営状況

1964年は構成員から水田199.6aの出資と員外から3.82aを借地して、タバコ2.22aと晩期水稲1.00aの栽培を実施している。晩期水稲は2.378aの水田面積のうち、タバコの収穫、乾燥作業と田植準備の労働ピークが著しく、1.00aの作付にとどまっている。

協業経営の施設はタバコ乾燥場1棟99㎡(松江式乾燥施設6室)、敷地174.9㎡とカッター、クローリング機注入機等であり、この乾燥場規模では最盛期に処理不可能で適宜構成員所有のものを使用している。

第24-2表 協業経営成果(総括) (単位:円)

Table with 4 columns: 部門名 (Department Name), 作付面積 (Cultivated Area), 粗収入 (Gross Income), 経費 (Expenses), 収益 (Net Income). Rows include Tobacco and Rice data.

(注)①……生産結果 ②……補償金、乾燥試験委託料などの収入

1964年は県下一般の傾向と同様に気象異変もありタバコの品質が悪く、10a当り271.7kgの生産量をあげながら58,250.8円の収益で、水稲を併せ675,878円の経営成果となっている。時間当り48.2円の収益分配となり、No.1農家12,200.1円が最高で、最低は4,749.9円となっている。

第24-3表 収益配分 (単位:時間・円)

Table with 3 columns: 農家名 (Farmer Name), 出役時間 (Outstanding Time), 配分額 (Distribution Amount). Rows list individual farmers and a total.

協業経営の中核をなすタバコ部門は、収益40,984.3円と経費のなかで構成員に帰属する所謂所得に包括される経費68,675.5円(地代、農機借損料)が配分されている。

水田は構成員199.6aの出資と借地3.82aで借地料は10a当り構成員17,500円、員外21,000円としている。土地提供は1年単位で契約されており、多い農家は水田面積の40%程度の出資となっている。地代の受取額は100,975.5円～1,925.5円の範囲で、最高はNo.1農家(57.7a)である。又、組合長(No.1農家)には出役配当がなされず、渉外労務手当て年間140,000円が支払われている。

第24-4表 タバコ部門成果 (単位:円)

Table with 4 columns: 項目 (Item), 222a (222a), 10a当り (10a per unit). Rows include Gross Income (粗収入) and Expenses (経費).

第24-5表 配分総額 (単位:円)

項目 農家名	収 益	地 代	渉 外 労 務 手 当	農 機 具 使 用 料	合 計
1	122,001	100,975	140,000		362,976
2	119,349	47,250	—		166,599
3	91,670	24,500	—		116,170
4	60,470	59,675	—		120,145
5	54,057	26,600	—		80,657
6	94,901	77,350	—		172,251
7	85,931	11,025	—		96,956
8	47,499	1,925	—		49,424
合 計	675,878	349,300	140,000	(201,375)	1,165,178 (1,365,553)

協業経営から個別農家への配分額は、農機具使用料を除外して49,424円~362,976円となり、10万円以上の配分額を受取る農家が5戸もあり平均1戸当り145,647円、農機具使用料を一括すると170,694円の配分を実施している。

(3) 将来の展望

1964年は災害の影響を受け労働報酬は時間当り48.2円の収益配分となっているが、参加農家のうち兼業農家の意向はこの形を将来持続発展させたい希望をもっている。しかし専業農家においては、1963、64年と続いた水害の強い影響はあるが、収益性、運営状態から反省の色が濃い。また公社の指導方針が1962年当時の大量生産称揚方式から、むしろ品質本位の価格差になってきたことも影響して、育苗、乾燥などの部分協業化となることも考えられる。

VI 考 察

1. 協業化の今日的意義

原始共産社会の発生は、人間が生きるために自然の暴力、あるいは野獣への対策として共同化したことに始まるといわれている。協業経営の歴史にも第1次大戦後の農村経済激動期を第1期とすれば、第2の山は戦後開拓地における協業経営の設立、更には1960年前后を中心とした高度成長経済下に数多く成立した今日の第3期と大きく3つの山場があると見られるが、そのいずれの時期も農村なり農家なりの成立存続上、大きな問題点が発生した時期に当たる。

奈良県大宇陀郡榛原町の間山地帯に1937年から続いている「白い共産村」と呼ばれる「心境同人」(約70人の生産、生活の完全共同)、当初宗教問題から村八分にあつた4戸の農家の生きる途としてきり拓かれたものである。

このように共同化は、今までの生活の在り方、仕事のやり方にならかの問題点を生じ、それを解決するための方法として考えられ、実施されてきたものと理解される。

したがって制約していた必要条件が解決されあるいは

緩和された時には、本源的な「自由を希求する」という人間の欲求に照らして、その必要性があらためて思考されるという性質のものと考えられる。

今日の協業化は零細土地所有にもづく家族労作経営が、社会的に妥当な生活を享受し得るような生活費獲得可能な経営自立を目途する過程での現出であり、第25表(農業構造改善と自立経営、これに準ずる生活体の育成模式図)に示す如く、一方には農家の階層分解過程において協力、分担を如何にすべきかという、地縁的關係にかかわりあいのある協業化問題と、いわゆる協業経営といわれる経営主体の共同そのものに存在する協業の問題がある。

前章までの事例研究から一般的に協業化を促進することの意義として認められるものは、今日の個別経営が当面している壁を打ちこわして、企業的農業を志向し得るところにあり

- (1) 個人では調達困難な生産規模拡大のための土地、資本の導入を可能にする。
 - (2) 技術分業、専門化が可能になり、技術革新に対応し得る受入れ体勢が容易になる。
 - (3) 固定資本財の経済的な運用、最高度利用の可能性が生ずる。
 - (4) 労働力の完全燃焼を図ると共に、労働の生産性を高め得る可能性がある。
 - (5) 土地の最適利用、高度利用、生産力増大への期待がもてる。
 - (6) 生産費の逓減を図り得る。
 - (7) 個別の負担を軽減し、危険を平均化、分散し得る。
 - (8) 生産規模の拡大、計画的生産を可能にし、生産物の品質向上、市場性のある農産物の大量生産が期待され、流通面においても有利性を発揮し得る。
 - (9) 個々の所得増大、生活上につながる。
- 例えば休養時間の定時化、生活部面の共同化による消費生活合理化を可能にし、農村生活の協同化に資し得る。
- ⑩ 企業的農業経営を可能ならしめる。

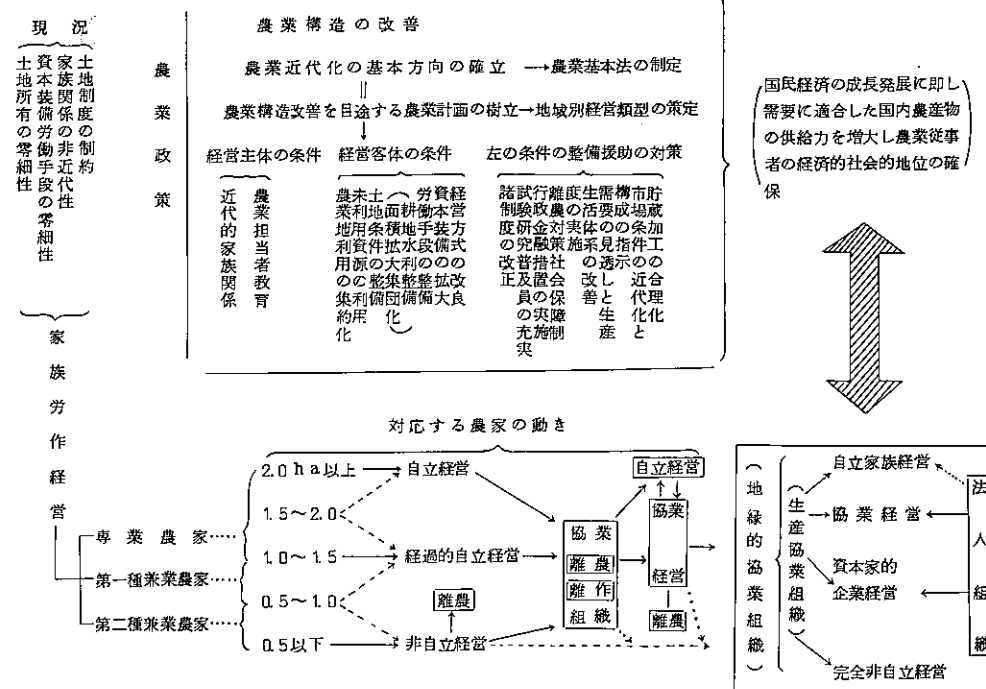
2. 生産協業化の区分

農地法においては、自作農の解釈を1家族中に2世帯、3世帯にわたる大人数の家族(直系家族)が同居している、かまどを一つにして共同生活をしているかぎり個人経営と解釈している。したがって共同経営とは、単にかまどを二つにしているというだけでなく、法律上の相続制度を基本的な根拠として、当然別個の世帯をかまえるべき二つ以上の世帯がその財産や財産の持ち分を持ちよって一つの事業単位をつくる場合において言っているのであって、換言すれば、独立の世帯をかまえているものが、生産要素としての「土地」「資本財」「労働力」の全部もしくは一部を出し合って、一定の目標をもって農業経営を行なっている組織体である。

そこで一般に協業組織という場合は、経営主体の存在が個別経営にあつても、それらが生産の場において、な

にらかの共同化を組織的に実施することと理解される。如く示すことができる。(注・本表は農業総合研究所：綿谷赴夫氏の発表されたものを区分の基礎に利用した)

第25表 農業構造改善と自立経営、これに準ずる農家生活体の育成模式図



(備考) — 関連(大)-----関連(小).....関連(極めて小)

農業生産過程協業化の類型区分とその特徴

類 型	指 標	経 営 主 体	経 営 管 理 範 疇			労働力 の 編 成	労働手段の 所有(借入 による占有 を含む)	労働対象の 所有(借入 による占有 を含む)	生産物 の 所 有	会計上の特色	
			全生産 部門の 全過程	特定生産 部門の全 過程	特定生産部 門の部分 過程					経 費 の 個 別 負 担	収 益 の 配 分
協 業 組 織	(1)共同作業型	○			○	○			△	○	
	(2)共同利用型	○			○	○			○	○	
	(3)共同施設の共同利用型	○			○	○			○	○	
	(4)協定栽培(飼育)型	○			○	△			△	○	
	(5)組合中心作業型	○			○	○			○	○	
協 業 経 営	(6)作業組合経営型	○			○	○			○	○	
	(7)部分共同経営型	○			○	○		△	○	○	
	(8)部門共同経営型	○		○	○	○		○	○	○	
	(9)全面共同経営型	○	○	○	○	○		○	○	○	

- (1)共同作業型…田植、稲刈などの単なる共同して飼育
- (2)共同利用…施設、農具等を共有し、利用は個別
- (3)共同施設の共同利用型…(1)、(2)の組み合わせ
- (4)協定栽培飼育型…集団栽培、放牧地の利用を協定
- (5)組合中心作業型…組合を組織し大型農具など使い作業を組織的に行なうが、あくまで個別の作業を能率化するとともに目的をもつ。

以上が協業組織として考えられるものであり、(6)以下は主体が個を離れ共同体自体が運営責任、会計をもつ。

(6) 作業組合経営型……内容的には(5)とあまり変わらないが、組合組織者が機械等を所有、質耕形式の収益により運営

(7)部分共同経営型……(4)に類似したところもあるが、たとえばタバコ苗の販売、稲の苗の共同育苗販売等

(8)部門共同経営型……酪農、稲作等特定部門の全工程

(9)全面共同経営……全経営の共同。

しかしこれらは必ずしも単独で存在するわけではなく、それぞれ組み合わせられた形で存在する場合もある。

3. 協業経営成立、存続の条件

前項に述べた如く、協業化の範疇は共同作業から全面的共同経営まで、中広い内容をもっているが、主体が共同体それ自身にある協業経営にあつては

(1) 共同経営の収益性が高く、企業性発揮が可能なことが必要である。

個別経営の範疇にあつては、家族間の相互扶助という支柱のもとに許されていた混合所得概念が、共同経営体としての企業利潤、労力提供者への労賃支払、土地提供者への地代、資本投入者への資本利子に各々分化して分配することの必要性が生ずる。

しかもそれぞれの分配基準は、いわゆる社会通念的範囲以下では持続しない。たとえば労賃においては、農村社会における雇賃金、資本にあつては預金利子、土地においては請負耕作地主取得分に近いものを希望されることが考えられる。したがって適正地代の決定方法や労賃内容確定方法、長期低利な資本の存在が必要となってくる。一般に収益性を高からしめるための条件は

- (a) 経営立地条件の有利性が発揮されること
- (b) 選択されている経営部門が、長期的と短期的との場合によって同一ではないが、適正であること
- (c) なるべく平等出資の形態でありたい。又自己資本率が高いこと(長期低利融資はその内容によっては自己資本と同等に見做し得る場合もある)
- (d) 資本装備が適正であること
- (e) 土地条件が整備されていること
- (f) 生産技術が高いこと……

とくに個人経営に優る大規模生産技術が確立することが必要で、大型高能率機械・多頭羽飼育・品質統一、優良品生産のための品種、種類の選択技術の開発、導入が望まれる。

(g) 経営技術が高く、経営内容が十分明確化されており、高い経営能力が滞滞なく発揮されることが大切で、そのためには優秀なリーダーの必要と、協業経営体の人的組織が確立していなければならない。

(h) 個別経営との競合がないことが重要な点で、むしろ補完的關係にあることが望ましい。

(i) 構成員の特性、労働能力、年齢、男女別特性を配慮した上での労働組織の確立と合理的な運営が必要であ

る。

(2) 精神的結合が強いこと

経済面からの収益性が高いことと同様、あるいはそれ以上に、構成員相互の人の和が保たれねばならない。構成員間は平等の権利義務を基調として成立しているものであるから、一般企業に見る社長という核を中心に組織されている形態とは異なり、ともすれば問題を起し易い。したがって権利は平等に、事業は強力なライン・アンド・スタッフでという割り切りが必要である。

(a) 協業経営をやることに有利であるという自覚のもとに集まった参加者で、それぞれが「愛と協同」の精神を持っている人でなければならない。

(b) 協業経営の運営は真の「自由と平等」の原則が生かされた民主的な運営でなくてはならない。

(c) 又協業経営の主体的構成員(個別経営あるいは各世帯主)以外の婦人、老人の協力理解がともなっていなければならない。

このような人間関係の維持は、各事例に見られるように、結成段階には概ねうまく行っているが、その後の経過においてなおざりにされると解散の主要原因となる。また事業の運営は前項に記した強力なライン・アンド・スタッフによって進めなければ事業は進展しない。

従って絶えず相互間の意志疎通を図るための手段、たとえばレクリエーション、婦人部の運営等をうまく調整しなければならない。

(3) 収益配分が適正に行なわれること

収益配分における適正尺度は何かということ著しく困難な課題で、結論的には各構成員が、その時点における協業体の収益性と社会通念的良識によって了承する程度ということにならう。そのためには

- (a) 内部においてはガラス張りの経理であること
- (b) 配分方法はなるべく理論的な根拠にもとづいたものに準拠すること

(c) 企業性発揮の困難な当初建設段階では、相互の理解に基づく、協業経営体強化の方向に沿う線で分配して行くことが望ましい。

(4) 一般社会経済的条件が協業経営態育成強化の方向にあること

(a) 土地利用権の流動化が促進されること
適正地価により土地購入が可能ならば問題なく規模拡大が可能となるが、一般には耕作希望地の売買は殆んどない。したがって実際には兼業重点志向型の農家の土地利用権を賃借する方法しか、実用的な方策はない。しかし土地利用権(耕作権)の移動は現行農地法の耕作保護思想と競合するので、地主側との賃賃借が小作料金の低さと相俟って困難である。

(b) 農産物価格が安定していること。
生産費補償価格の実現が望ましいが、流通、出荷組織共済の充実と最低価格補償方式を、平常年でさえ利益のない企業といわれる農業各部門へ適用するような国家的姿勢が望まれる。

(c) 協業経営援助政策の推進がなされること
すなわち協業経営のための資金、指導など対応策が用意されてあることが必要である。

4. 協業組織の成立、存続の条件

協業組織の成立は、協業経営と異なり個別経営の主体性に変化がないわけであるから、協業化した部分自体に収益性が見られなくてもよいわけであり、個別経営にとって究極的に好都合であればそれでよいわけである。

(1) 協業化の利益が明らかなこと。

前述の第1項に述べた協業化の意義に照らして見られる効用が、個別経営の継続より有利であることが前提である。この場合の計測評価は単なる現金収支のみでなく、労働の代替効用、強さ、危険度、能率、精度等種々の指標が考えられる。収益性の尺度は小農的家族労作経営では農家所得が、自立的家族経営では農業所得が、企業的経営では純収益がそれぞれ問題とならう。

(2) 経費の分担が明らかなこと

利用率、面積比率など平等を原則とする負担が、各個別相互の矛盾がないよう配慮されなければならない。

(3) 協力体勢……人の和が保れること

協業経営の場合同様最も大切な条件であるけれども、農村社会においては従来より地縁的な協同体勢が表面的には、長い伝統の下に保たれているのが普通の状態で、これをうまく生かして機能集団としての体勢づくりに持ち込まないと、いたずらに混乱を起すことが多い。

(4) 社会、経済的状況が育成の方向にあること。

Ⅶ 摘 要

県下の農村集落の代表的性格をもつ、平田市馬伏部落における協業化への試みと県下の協業経営事例の実態調査結果から見て、今日の農村事情すなわち零細農家が圧倒的多数を占めしかもそれぞれが所有権、経営権を有して、個別的な土地利用計画に基づく経営がなされつつある実態では、各個別の内部における所得獲得増加手段としての兼業化と専業農家においては集約化の2つの方途しかなく、農地の外延的規模拡大一経営の大規模化による生産効率上昇という方途はほとんど閉ざされている。

したがって今後この農地流動化促進への基本となるものは、所有権の保護と帰農の自由を明らかにする事を前提とした土地利用権の移動が、賃借権という形で導入される必要があることと、農業生産の地縁的性格から部落なり地区なりをもって組織される強力な農民組織(法人格を有する)が法的背景のもとに出現し、離作農外就労者と農業専業意向者との契約調整に当る機能を果たす必要がある。

又協業化は一般的には、農作業工程の中で協業化が有利とされる部分のみを実施するということが原則であらう。生産意欲向上の本源は個の「自由」の中に存在するものと考えられるので、個の最小組み合わせ単位である家

族経営が農業生産性発揮の最適な場として考えられるが、前述の如く協業化により個別では実行不可能な有利性を展開し得て、個別への分配所得を高め、しかも協業それ自体が企業性を発揮し得るものは協業経営として存続発展する可能性を有しているから、大いに協業経営として成立せしめるべきであるが、企業性発揮が将来困難と思えるが、現段階の打解策として協業経営体を設立せざるを得ない場合には、将来の解体時期における問題点を予測して、それぞれ構成員の責任、分担を明らかにしつつ運営することにより、個別経営それ自身で今日打解の方途に苦しむ諸問題解決への端緒が発見されるであらう。

Ⅷ 引 用 文 献

- 武藤三雄(1961):共同経営計画のたて方、進め方(文教書院) 200pp.
- NHK松江放送局編(1964):島根の農業百年史(NHK松江放送局) 228pp.
- 農林省中国農業試験場(1965):農業協業経営の統計的分析 49pp.
- 農林省農林経済局統計調査部(1965):第40次農林省統計表 572~576
- 農林省島根統計調査事務所(1964):島根農林水産統計年報 36
- 島根農事試験場(1962):島根県における協業経営の概要 40pp.
- 島根県農林部(1962):島根県における農業協業経営の実態 47pp.
- 和田、森、橋共著(1962):新農地法詳解(学陽書房) 419pp.

Ⅸ Summary

The present study was worked out on the basis of the survey of trial example of the formation of a cooperative organization at Mabushi hamlet, Hirata City which has a typical characteristics of rural community in Shimane prefecture, and of the actual survey result of cooperative farms in prefecture. Under the present conditions of rural area that there are still considerable number of small scale farms, and each farmer is doing his business based on the individually established land utilization plan having a proprietary or management rights for his farm, there are only two alternative ways for attaining the increment of farmer's income in the scope of individual farm level: engaging in an off-farm

work and intensification of farm business for the full time farmers. As a result, the way for leveling up a production efficiency through the enlargement of farm business derived from the external enlargement of farm land is almost impossible.

Accordingly, the fundamental condition for the acceleration of this liquidity of land transaction in future is that the transaction of the right of land use based on the protection of proprietary rights and the liberty of return to farming is required to be introduced into farm business in the form of the lease rights.

At the same time, from the viewpoint of such specific characteristics in agricultural production as the relationship derived from land ownership, an influential farmer's organization (possessing the corporation right) established by hamlet or district as its unit must be developed on the judicial background. This organization must play an important role for a making an adjustment of the contract between the farmer who is engaging in an off-farm work and the farmer who attempts to engage in full time farm business.

On the other hand, generally speaking, it is the fundamental rule that a cooperative work is done only for the process of farm practice in which a cooperative work becomes more advantageous. As the origin of rising of farmer's voli-

tion for agricultural production is considered to be in the "liberty" of individual, the family farm which becomes the unite of the minimum size for combining each individual is regarded as the optimum site for the development of farm productivity. As mentioned earlier, organizing a cooperative work, an advantageous condition which had been impossible to be realized on the basis of individual level can be developed, increasing the distributed income of individual. Moreover, since a cooperative work which can develop its entrepreneurship by itself possesses a possibility for the continuous development as a cooperative farm, this work must be reorganized in a full scale into a cooperative farm. In the case that the development of entrepreneurship seems to be impossible in future, but an organization of cooperative management shall be inevitably established, taking the consideration of various problems which are likely to arise in the process of dissolution of organization in future, an organization must be managed in such way which makes clear the responsibility and division of work of each member.

In so doing, we can find a clue for the solution of the various troubles which exist at present in the way of overcoming these within the limit of an individual farm itself.